

---

◎開議の宣告

○議長 全員ご起立願います。おはようございます。ご着席願います。

本日の会議に欠席通告のあった方はございません。

定足数に達しておりますので、これより令和元年第2回川西町議会定例会第2日目の会議を開きます。

(午前 9時30分)

---

◎議事日程の報告

○議長 議事日程につきましては、お手元に配付しておきました印刷物のとおりであります。

地方自治法第121条の規定により、町長並びに教育委員会教育長、農業委員会会長及び監査委員の出席を求めています。

---

◎一般質問

○議長 日程第1、一般質問を行います。

一般質問を通告された方は9名でありますので、本日と第7日目、6月12日に行うこととし、本日は5名の方の一般質問を行います。

発言順位により発言を許します。

第1順位、伊藤 進君は質問席にお着きください。

8番伊藤 進君。

第1順位、伊藤 進君。

(8番 伊藤 進君 登壇)

○8番 おはようございます。

久しぶりの第1番目ということでいささか緊張しておりますけれども、よろしくお願い致します。

冒頭に、西日本のほうで豪雨災害というような、避難勧告が出ているというようなことで、大事に至らないといいなというふうに思っていますけれども、こちらのほうにも雨が降ってくるというようなことで、万全の危機管理体制で当局にはよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、質問いたします。

豊かさを目指す強い農業づくりとして川西町農業振興マスタープランが策定され、今日に

至っています。その中の多様な担い手の育成・確保で、集落営農法人というのがあります。その集落営農法人についてですが、日本農業新聞が2018年における集落営農法人・組織を対象にした調査結果が出ておりました。

それを見ますと、「減収は全体の7割に及び、特に経営規模が大きいほど減収の割合も高い。大規模化の弱点が露呈した格好だ」、また、「経営リスクを分散しようと、複数の作物を取り入れた多角経営を進めるが、それも容易ではなく、天候不順で野菜や麦、大豆などの生産量が落ち込み、販売価格の伸び悩みがあった」と言っています。

本町の集落営農28組織、会社法人12法人、全ての組織が調査結果のとおりでないにしても、どのような状況にあるのか把握しておられるか伺いたい。

現在、農地の賃借は、公的には農業委員会によるあっせん、人・農地プランで中間管理機構利用による中心経営体への集積になっていますが、今後予測されることは、集積された農地が、受け手の高齢化によって返還されることである。集落営農で集団化された組織についても同様で、法人化に移行しても、人・農地プランで話し合いを行っても、集積を受けた農業者、団体が、これ以上は無理だという状況にもなっているように見受けられるところもあるようで、状況次第では、耕作放棄になる可能性も出てくるのではないだろうか。

また、マスタープランでは、セカンドキャリア就農として平成29年度に検討を行い、平成30年度から取り組むことになっていたが、どのような状況にあるのか伺いたい。

5月21日付、日本農業新聞に「放置土地 住民管理を」との見出しで、「国交省国土管理専門委員会は20日、人口減少や担い手不足を踏まえ、将来的に放置されることが予測される土地について、新たな管理のあり方の提言をまとめた。国は個人による利活用を重視してきたが、地域による管理へと方針を転換する」とのこと。

こうした土地に関する提言が出され、市町村も、国の構想を踏まえた市町村管理構想図の作成を求められるようですが、集積された農地が管理できなくなる状況下になった場合も、これに含まれるのか。国から、まだ具体的なものが出てこないのでしょうか、これについてどのように考えられるか、見解を伺いたい。

農業を基幹産業に位置づけていることは以前お聞きしましたが、基幹産業として維持、継続していくための手だてとして、農業振興マスタープランを策定したのですが、計画よりも状況変化が速くなってきているのではないかと思います、どうですか。

農家自身が、どのような考えを持って取り組んでいくかにもよるのでしょうか、町が基幹産業として位置づけていくなれば、農地の耕作放棄にならない工夫が必要ではないのか。

農福連携や外国人労働者及び農業技術研修生、先ほど言いましたセカンドキャリア就農などについても、農家自身の考えにもよりますが、川西町の農業に関連することを網羅し、避けては通れない少子高齢化の農業、地域社会を維持継続していくため、さまざまコーディネーターやマッチングができる組織、機に臨んでは変に応じられる組織をつくる必要があると思われるが、町長はどのようにお考えか見解を伺いたい。

以上、壇上からの質問を終わります。

○議長 町長原田俊二君。

(町長 原田俊二君 登壇)

○町長 伊藤 進議員のご質問にお答えいたします。

初めに、農業政策に係る本町集落営農、法人の現況把握をしているかについてであります。町では、川西町農業再生協議会が管理をしている情報をもとに、国の施策である経営所得安定対策へ加入している集落営農や法人の組織数、経営規模を把握するとともに、農業経営基盤強化促進法に基づき、町から認定を受けた認定農業者となっている農事組合法人や株式会社の状況を把握しているところでございます。

その中で、集落営農及び認定農業者以外の法人の経営規模については、経営所得安定対策に係る申請書により状況を確認しておりますが、その際、国は経営状況の報告を求めてはおりません。

認定農業者となっている法人は、農業経営改善計画書の中で、経営規模や作物ごとの営農計画や収支計画等の5カ年にわたる年次計画を策定していただいております。その検証のために、国が策定している新たな農業経営指標に基づき、各経営体の経営状況の自己チェックをしていただくとともに営農相談を実施し、5年間の認定期間満了時に、その実績を町に提出することで、みずからの経営を振り返るとともに、次の目標設定に向けた資料として活用をいただいております。

議員ご指摘のとおり、大規模経営や経営の多角化を図っている集落営農や法人にとって、天候不順や労働力不足は大変大きな影響を受ける場合があります、そのリスク管理も含め経営することが求められております。

町では、川西町農業振興マスタープランで掲げている「豊かさを目指す強い農業づくり」を、個人経営体の農業者はもちろん、集落営農や法人にも目指していただき、町の重点推進作物の積極的な導入や、国・県の補助事業等により、作業効率の向上等による安定生産、経営向上が図られるよう、指導してまいりたいと考えております。

次に、セカンドキャリア就農の状況についてであります。農業に関心があり、労働意欲の旺盛な定年退職者等を新たな担い手として位置づけ、生産技術習得など、営農に向けて支援を行っております。

その内容としては、営農開始初期における種苗費や資材、機械整備に係る費用、加えて農地取得に係る経費や技術習得のための研修費用の一部助成など、総合的な支援が可能な、川西町新規就農者総合支援事業を設定しているところであります。

ただし、本事業を活用するためには、農業経営基盤強化促進法に基づく青年等就農計画の認定を受けた認定新規就農者となることが要件であります。希望者に対し、産業振興課でヒアリングを行うとともに、必要に応じて、県農業技術普及課の立ち合いのもと現地確認を行い、その圃場に合った作物の導入について指導するとともに、5年間の営農計画について、経営規模や作物の選定、機械整備等の経費を踏まえた青年等就農計画の策定を支援しております。

なお、セカンドキャリア就農としては、平成28年度に認定新規就農者としての認定を受けた1名が、現在、目標年度である令和2年度に、年間農業所得おおむね200万円、年間労働時間おおむね1,900時間の達成に向け、農業経営に尽力しております。

また、国の施策であります農業次世代人材投資事業においても、今年度から交付対象者の年齢要件が、45歳未満から50歳未満に緩和されておりますので、多様な担い手の確保のため、定年前に第二の人生として就農を希望する方に対するアプローチも検討してまいりたいと思います。

なお、就農に当たっては、農地の確保が一番の課題になりますので、セカンドキャリア就農を志す町民が条件のよい農地を確保できるよう、町農業委員会とも連携を図り、今後のセカンドキャリア就農者の発掘と支援を行ってまいりたいと考えております。

次に、国交省の土地管理に関する提言への見解についてであります。国土交通省では、国土管理専門委員会が3カ年の協議を取りまとめた「人口減少下における持続可能な国土の利用・管理に向けて」の中で、人口減少や担い手不足を踏まえ、将来的に放置されることが予想される土地の管理のあり方についての考え方を5月20日に公表いたしました。

この中で取りまとめられた内容は、①将来放置されていくことが予想される土地の管理のあり方を地域住民の話し合いによって考え、②広域的な視点から、悪影響の抑制等の観点も踏まえ、将来的に放置されていくことが予想される土地の管理のあり方を国や県、市町村が示すとしたもので、今後、法律などの整備が進められるものと想定されます。

現在のところ、具体的に国からの通知や指示はまだ届いておりませんが、国で危惧している放置拡大が予想される土地問題は、本町としても、人口減少の進行とともに深刻な課題となるものと思っております。今後、具体的な対策について、国の動向、各機関からの情報収集を続けながら準備を進めてまいりたいと考えております。

議員からは、集積された農地が管理できなくなる状況下になった場合の対応についてのご質問ですが、このたびの発表は、土地利用の管理について総合的に考えていく仕組みづくりを目指したものと考えられます。

本町では、農地に関しては、人・農地プランを町内全地区で組織化し、地域での話し合いの中で考え、農地集積を進めていくこととしておりますので、現在の仕組みを維持しつつ、あわせて、耕作放棄地の拡大を抑制する取り組みを強化することにより、農地を適正かつ有効に利用してまいりたいと考えております。

次に、農業振興マスタープラン計画と状況変化についてであります。川西町農業振興マスタープランは、上位計画であるかわにし未来ビジョンと連動し、本町が抱える課題への対応と農業施策を最大限活用した具体的施策を定めた長期戦略であります。

当該プランは、川西町農業再生協議会内に、新たな米政策の見直しに係る検討会を設置しながら、約3年の議論を経て、平成29年3月に10カ年計画として策定しており、施策の着実な推進を図るため、3カ年のアクションプランに基づき進捗状況の確認及び総合評価を実施しております。総合評価については、全体的に事業の進展が図られており、その結果を町のホームページに公表しております。

今年度は、アクションプランが計画期間の最終年度となりますので、農業情勢の変化や未着手事業に対応するため、マスタープランを総合的に見直すとともに、新アクションプランを策定してまいります。

次に、農地の耕作放棄にならない工夫が必要ではないかについてであります。本町の耕作放棄地は、荒廃農地調査により、①再生可能な荒廃農地、②再生利用が困難と見込まれる荒廃農地に分類されております。

農業委員による農地パトロールを実施し、現状を把握するとともに、地権者との意見交換をすることにより、耕作放棄地の拡大抑制を行っております。なお、平成30年度現在の耕作放棄地の面積は8.7ヘクタールとなっており、うち、再生可能と判断される農地は1.3ヘクタールと見込んでおります。

近年、相続人が遠方に住所を有するため、また、農地の相続放棄をする方がふえているこ

とによる未相続農地が全国的に拡大しており、本町においても増加が危惧されております。これまで、未相続農地の問題は中山間地域の課題と考えられておりましたが、平地においても拡大傾向にあり、地域での農地集積を阻害する新たな課題となりつつあります。

これらを踏まえ、地域の方々と農業委員、農地利用最適化推進委員、関係機関、そして町が一体となり、優良農地の確保、農地の適正管理の実施、地域での話し合い活動を軸とした農地集積に取り組んでまいります。

次に、機に臨んでは変に応じられる組織が必要ではないかについてであります。議員ご指摘のとおり、本町だけでなく、全国の自治体で担い手不足が深刻な問題となっております。

本町といたしましては、県や近隣市町村、JA等と連携を図り、地域農業を牽引する競争力の高い経営体を育成、確保することを目的とした農業経営支援チームの構成員として、経営力向上に向けた研修会の企画、実施や、専門アドバイザー派遣事業等による経営改善や、トップランナーを目指すビジネスプランの策定に係る相談窓口となり、情報提供を実施しております。

また、農業分野の労働力や担い手不足に対応し、農業に福祉分野との連携を図る農福連携の取り組みが推進されております。先日、山形県農福連携プロジェクトチーム置賜地域部会が設立され、県、市町村、JA、障害者就業・生活支援センター等の関係機関の連携により、障害者の就労機会の拡大と農業労働力確保の取り組みについて協議が開始されました。

町としても、農業と福祉それぞれの担当課が連携を図り、さらに外国人労働者及び農業技術研修生の受け入れ等の情報収集に努め、農業労働力確保へ支援してまいります。

議員からご提案いただきましたさまざまなコーディネートやマッチングができる組織、機に臨んでは変に応じられる組織については、担い手の育成、確保を目的の一つとしている川西町農業再生協議会の中で、総合的な対応について検討を進めたいと思います。

以上、伊藤 進議員のご質問のお答えとさせていただきます。

○議長 伊藤 進君。

○8番 最初の法人化についてですけれども、法人のそういう集落営農の組織ですが、いろいろ国の施策によるところも大きいと思うんですけれども、安定した経営をするための環境整備ということについては、町としては何か考えられることがあるのかなと思うんですけれども、その点についてはどうでしょうか。

○議長 奥村産業振興課長。

○産業振興課長 ただいま、町としての捉え方ということではありますが、認定農業者、あるい

は集落営農等で審査をする内容でございますが、営農形態、水稻、あるいは園芸作物等の栽培形態、それから農地の営農の方法の仕方、あるいは機械等の整備、それから共同利用等とかそういう内容によって、農業者の方には指導をしているところでございます。

○議長 伊藤 進君。

○8番 町単独というのは、なかなか厳しいものがあるんだろうなというふうには思うんですけども、集落営農をせっかくやっても、経営がおぼつかないなんていうことになってくると、じゃ、それを解散するかなんていう状態にもなりかねないというふうなことで、そういった部分について、やっぱり何か、てこ入れをできるものがあればなんて思っておりますので、ぜひ何か対策を考えていただければなというふうに思います。

ちなみに、ちょっとお聞きしたいんですが、株式会社が12ほどあるんですけども、できたということですが、会社だということになると会社法というものが多分あると思うんです。その適用にはなるんですか、株式会社になる、会社組織にしたという法人については。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 個別、個人の経営で自己完結ができる方と、そうではなくて、やはり組織経営体で集落営農法人、組織、いろいろなパターンがありますけれども、共同で農作業に当たったり、経営を管理していくというようなことが出てきております。

私の考え方とすれば、法人格を持った組織経営を担っていただいて、やはり全体の農地管理と、経営として経済的に成り立つような組織が力強く前に進んでいく方向が、これからの受け皿づくりとしては必要ではないのかなと思います。

今般、会社経営として組織が立ち上がった、設立された団体に私も情報をいただきましたけれども、70代、60代、40代、そして30代と、こういう幅広い年齢層で組織が立ち上がりまして、また、経営内容も水田からアスパラや果樹、また枝豆などということで、複合的な取り組みを戦略的に持った形で営農計画などを立てておられまして、大変、次の一つの経営のモデルになるのではないかなと期待をしているところでございます。

当然、法人、組織、会社になれば、会社法の適用になるというふうに捉えております。

○議長 伊藤 進君。

○8番 そういうモデルになり得る組織ができてきているということについては、非常にこれから先、いろんな形で、多分それを参考にするんだろうなというふうに思っております。

私の地元のほうでも、いろんな組織も立ち上っておるわけですけども、なかなかどういう方向を目指すかというのが、まだまだ議論が足りないなというふうに思っておりますので、

そういった情報提供、ひとついろいろな形でしていただければなというふうに思うわけであり  
ます。

セカンドキャリア就農ですが、現在1名というふうなことでありますけれども、なかなか  
これが1名しかいない。現在就農しているのが1名だけれども、今やろうとしている方がい  
るのかどうか、その点についてはいかがですか。

○議長 奥村産業振興課長。

○産業振興課長 セカンドキャリア就農につきましては、意欲的な60代前後の、新たに農業を  
してみたいという方が対象になっているわけでございまして、本町では、セカンドキャリア  
就農の方は現在1名でございます。

これにつきましては、青年等の新規就農者になっていただいて、そして、町の総合支援事  
業を活用していただいた方を、セカンドキャリア就農に携わっていただいているというカウ  
ントの仕方をしていただいておりますが、実際には、町の支援をしないで、会社等を定年  
なさって農業に従事している方もいらっしゃいますし、それから、法人へ、農業の雇用とし  
て働いている方もいらっしゃいますので、実際については、町の支援事業を利活用してい  
ただく方は1名のございますが、そのようなことでセカンドキャリアに近い就農をしてい  
たいている方は、実際もっと多くいらっしゃるという認識をしております。

以上です。

○議長 伊藤 進君。

○8番 こういった支援もですけれども、そういう実際の法人、個人なり、いろんな形でそ  
ういう農業支援というか農業に携わる方について、認定新規就農者で認定されない方につ  
いても、何らかそういった農業に携わる本当に作業どうこうを皆さんご存じと思うんです  
けれども、認定を受けないから、さまざまなものが対象にならないということではなくて、  
やっぱり何か少しそういったもの、就農した方について対策をすべきではないのかなとい  
うふうに考えるんですけれども、その点についてはいかがですか。

○議長 奥村産業振興課長。

○産業振興課長 国、あるいは県のいろいろな支援事業がございまして、答弁書にも書か  
せていただいておりますが、国の農業次世代人材投資事業につきましては、昨年までは45  
歳までだったわけでございますけれども、本年からは50歳までに緩和されたということ  
でござ  
います。

50歳を過ぎた方についてはどうだということになります、それにつきましては、町の総



合支援事業で支援をしていくという内容でございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 ここはちょっと、今、課長のほうは制度の仕組みをさせていただきましたけれども、議員からのご質問は、農業をやっていきたいという方に対しての支援をもっと幅広くできないかという趣旨なのかなというふうに思っております。

我々、国の施策、県の施策、新規就農を中心とした手厚い支援というのは、やはり経営体として自立していくという計画をつくって、それに向けた準備をしていくということに対して国は支援をすると、町も支援していくということでございますので、何か補助事業はねえべかというレベルのことになると、なかなか厳しいのかなと。

やはり、新たな出発になるわけでありますが、経営目標を立てていただいて、5カ年後にはこういう経営体になっていくという目標に沿った形で支援をしていくという、やはり経営者としての自立ということが、一つの尺度になってくるのではないのかなと私は捉えておりますので、ぜひ掘り起こしはこれからもやっていきますけれども、しっかり経営目標が立てられるような支援を続けていきたいと思っております。

○議長 伊藤 進君。

○8番 農業経営者として、そういう計画を立てて取り組んでいくという者に対してはさまざまあるというようなことで、まだ手伝い程度の者には、なかなかそういったものはないというふうな形のものでありますけれども、やっぱり、そこにそういう誘導するものが一つ、何かあってもいいのかななんて思うんですけども、そこは経営者というんじゃなくて、今度は従業員という形になってくるのかなと思うんですけども、従業員の対策になると、またちょっとそこは別な考え方になってくるのかなというふうに考えますので、後の話じゃないんですけども、いわゆる総合的に、経営者もそこで従事する人間も一体として考えられる農業経営。何と申しますか、農業従事者、そこから先に経営者を目指すというふうな方向づけを持っていけるような、何か一つあればいいのかななんていうふうに思うんですけども、なかなかそこが踏ん切りがつかないというふうな、周りにもそういった農業をしているというか、そういった方がおられるようなので、そういった部分に何か後押しができるような、これから策定するマスタープランの中で、何かそういった施策を含めてほしいなというふうに考えるわけですが、いかがですか。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 産業振興課の中に、経営支援のアドバイザーを設置しております、認定就農者、もしくは認定農家に意向を持っておられれば、その敷居はずっと低いものでありますので、いろんな情報提供をさせていただいて、支援をさせていただいております。どんな形で就農できるのか、どういう目標を持っていくかというのは、やっぱり話し合いが一番大事でありますので、ぜひ相談に乗っていただくことが、まず第一歩かなと思います。

また、さっきのセカンドキャリアの場合は、全く対象として新しく農家となられるということでありまして、農地も何もない方に対する支援ということでセカンドキャリアというものは取り組んでおりますので、そういう意味では、これは本当に全くの新規就農ということでもありますので、それでも自分の目標に沿って手を挙げていただいて、計画を立てて、準備をされるというような計画をされておりますので、何らかということではなくて、目標を明確にして相談に入っていただくことが大切ではないのかなと思っております。

○議長 伊藤 進君。

○8番 だとすれば、産業振興課のほうで相談を受けるということのようでありますから、地元に戻って、そういった若者がおれば進めていきたいなと思います。

国交省の話、これから先出てくるというふうなことで、結局、担当の所管が違えば、こういうふうな形で出てくるのかなというふうには思うんですけども、やっぱり現場で受けるほう、いわゆる今、現在、人・農地プランなんていうことで、いろんな自分たちの農地を維持管理というようなことで考えて、集積の考えもあるんですけども、これまた、国交省のほうでそういった具体的に耕作放棄地とか何とか色分けして、管理しろなんていうふうな話になってくると、また新たな組織をつくるのかななんていうふうな考えにもなるんですけども、その点についてはどのようにお考えですか。

○議長 阪野農地林務課長。

○農地林務課長・農業委員会事務局長 ただいまのご質問でありますけれども、答弁書にありますように、国交省のほうから具体的な内容は、今のところ、町のほうには届いていないというような状況でございます。

農地以外の森林ですとか宅地とか含めて、国土全体の管理をしていくのが窓口といいますか、国交省というようなことで、国のほうで今、総合的な土地の対策を進めているというようなことなわけでありまして、それを受けて町の対応はということは、まだまだちょっと議論も始まっていないという段階でありまして、農地にかかわっては、それに人・農地プランというようなことで町全域に組織を確立させていただきながら、地域での話し合いを

もとに、集積等を進めているというような現状だけ述べさせていただいたところでございますので、そのようなことをご理解いただきたいというふうに思います。

○議長 伊藤 進君。

○8番 総合的な問題というようなことで、農地から森林から含めてというふうな国交省の考えであるようなんですけれども、それにつけても、先に先行してやっている人・農地プランにプラスアルファで、そういったものが地域に降ってわいたように出てくるとなると、地域で取り組む方々、いわゆる既存で組織をつくってやっている方々が、本当に先ほど来言っています少子化というか高齢化というか、もう人の少ない地域においては、そういったものが出てきたときに、本当にできるのかなというふうな感じがするわけであります。

これについて、まだまだ国から方針が示されないということでもありますけれども、やっぱり来てから右往左往するというよりも、今のうちから、どのようなことであつたらできるのかということの対策をしていくべきではないかなと思うんですけれども、いかがですか。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 大変心配されているということについては、議員からご指摘いただいた内容、まだまだ情報不足なところもございますので、国の動向については注視していきたいと思っております。

本町内においては、一番大きな課題は山林だと思います。山林の境界が明確ではないということで、もう、ほぼ100%近くが民有林ということになっておりまして、入会地が多いということもあって、この森林経営をどうするかというのが今後の課題でありまして、昨日提案させていただいた森林環境税に伴う譲与税が今年度から入るわけでもありますけれども、その活用についても、本町では130万円ぐらいしかないというその中で、町全体を管理するなんていうのは到底不可能でありまして、権利の確認からスタートしたとしても、膨大な時間がかかるんだろうと思います。ただ、その方向づけと申しますか、目指すものは早目に手をかけていかなきゃいけないというふうに捉えております。

あわせてですけれども、空き家対策なども出てきますけれども、その空き家に附属する宅地とかこういったものの所有などもどうしていくのか、それをどういうふうに管理していくのかというようなことも、町場の中でも出てくるんだろうと思っております。総合的な土地の管理について、国のほうでさまざま議論をされて方向性が示されるというふうに思っておりますので、その対応については、国が、もしくは県が示された内容を十分勘案しながら、町としての施策を立ち上げていくべきと考えておりますので、ご理解賜りたいと思っております。

○議長 伊藤 進君。

○8番 上のほうで、どういうふうにおろしてくるかということになるんですが、そこら辺は、やっぱり対応、対策を考えておけば、何とかできるのかどうかはわからないんですけども、町場を含め、周辺、人口の少ないところも含め、どのようにしていくかの方向づけだけは、やっぱりしておいたほうがいいのではないかなんていうふうに考えますので、そこは出たとこ勝負と言うとちょっと言い方が悪いんですけども、きちっと方向づけをしておいたほうがいいのかなというふうに考えたものですから、申し上げたということでありませう。

あと、最後の臨機応変な組織というふうなことでありますけれども、やっぱり、どうしてもいろんな立場立場によってというか、その組織によって、いわゆる縦割りの弊害ということになるんでしょうけれども、なかなか実行組合であったり、あるいは別な組織であったりという、どうしてもそこだけでもう終わってしまうというふうなことで、なかなか横のつながりがうまくいっていない部分もあるというようなことが見受けられるものですから、何かこういった農業関係だったら、それを全部といっても限界があろうと思うんですけども、組織的にある程度柔軟に対応できるものがあると、やりやすいのかなというふうなことを考えたわけですけども、再生協の中で総合的な対応について検討を進めるということでありませうけれども、そういった農地の維持管理的なものを含めて、そういった総合的な組織体制というのは可能なのか、お聞きしたいと思っておりますけれども。

○議長 奥村産業振興課長。

○産業振興課長 現在の本町の再生協議会につきましては、農業に関してのいろいろな相談協議の場ございまして、農業のかかわります組織、改良区さんであったり、農協さん、あるいは方針作成者、実行組合長等々が集まって協議をする場ございまして、事業の目的にも、担い手の育成、確保に関することというのも考えておりますので、その中で総合的に事業を進めていきたいなと思っております。

土地の維持管理につきましても、今後の課題でございますので、内容を今後検討してまいりたいというように思います。

○議長 伊藤 進君。

○8番 こういったものを進めていくとなると、やっぱりいろんな形で、人間的に間に合うのかどうかというふうなことにもなってくるかと思うんですけども、そこら辺は、うまく各課との連携でできるのかというふうな思いもするわけですけども、特に外国人労働者とか農業技術研修生なんてなりますと、その1つの課では間に合わないというふうな、例えば

産業振興だけで、じゃ、それができるのかというふうなことになるかと、課をまたぐというふうなことになるかと思うんですけども、そういった部分について、その中心となる部のところは産業振興課になるのか、あるいはそれ以外のところになるのか、その点についてお聞きします。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 さまざまな状況というのは変化しております、例えば、昨年12月からTPPが発効し、この1月からはEPAということになりますし、貿易の自由化がどんどん進んでいる中で、日本の農業はどうなっていくのかという大きな課題もあります。

さらには、担い手不足ということで外国人の技術者、または労働者を受け入れる態勢も整ってきたわけでありまして、当然、農業実習生も広く求められる団体も出てくるだろうと、そういった方々が、この町に住居を移しながら働かれるということに対しては、地域住民の皆さんのご理解も当然いただかなきゃなりませんので、産業振興課を含めた形で、全庁的な内部の受け入れ態勢も進めていかなきゃいけないというように思っておりますので、そういった事案が発生すれば、当然、庁内の中に、役場の中にも受け入れ態勢の準備、課題などの整理をする横断的な経営というんですか、運営をしていかなきゃいけないというふうに思います。

また、農福連携などでも福祉分野もあわせて、働くということではなくて生きがいつくりという観点も当然出てきますので、そういう意味では横の連携を密にしながら、基本的には就労の場でありますので、産業振興課がその具体的な事業者とのやりとりはさせていただきますけれども、役場の中では横断的な組織運営をしてまいりたいと考えております。

○議長 伊藤 進君。

○8番 本当にさまざまな事柄が急激に起こったり、突然変わったりするというようなことで、対応を本当に誤ると、とんでもない方向に行ってしまうなというふうに思っております。

そういったことにならないように、ぜひ町のほうもいろんな情報収集しながら進めていただければと思います。

以上で、私の質問を終わります。

○議長 伊藤 進君の一般質問は終了いたしました。

ここで休憩いたします。

再開時刻を午前10時30分といたします。

(午前10時16分)

---

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時30分)

---

○議長 第2順位の井上晃一君は質問席にお着きください。

1番井上晃一君。

第2順位、井上晃一君。

(1番 井上晃一君 登壇)

○1番 それでは、議長宛てに通告のとおり、質問いたします。

中心市街地街路灯の維持管理費負担格差について質問いたします。

明るいまちづくり、住民環境の向上などに寄与されている小松地区の自治会、商工会による川西町街路灯管理運営委員会が管理されている街路灯ですが、世帯減少、商店などの廃業により、維持管理費の1戸当たりの負担が増加しています。

例えば、役場前から五日町商店街郵便局まで、北一自治会では13本を12軒で負担しており、1戸当たり5,417円の年間負担となっています。一方、南三自治会は2本を44軒での負担で、1戸当たり227円となっています。毎年のように世帯減少が発生し、集金価格を値上げしなければならない自治会が相次ぎ、公平な受益者負担を大きく超えた24倍もの格差が発生し、各自治会長さんがその対応に苦慮されておるようです。またその上、防犯灯については、自治会さんで別に維持管理費を計上されているようです。

先日、川西町商工会に伺い、川西町街路灯管理運営委員会事務局で、何かしら対応できないかということ相談してまいりました。川西町街路灯管理運営委員会総会でも、毎年のように、委員となっている各自治会長さんから意見を出され討議しているが、街路灯としての機能維持、そして、商店街まちづくり事業費補助金交付制度の補助金を受けている事業もあり、大幅な変更は難しいといった回答をいただきました。

そのため、公平な住民負担に近づけるために、町として対応することはできないか、検討する余地がないか、町長のご意見をお伺いします。

次に、我が町は、地球温暖化防止対策のために、国民運動「COOL CHOICE」に賛同し、温暖化対策を推進することを宣言されており、町民として誇らしく、私自身も積極的に行動していきたいと考えております。

それに伴い、町内各地でLED防犯灯への更新が進んでいます。防犯灯に求められるRB

SS規定に基づいた器具選定、設置がなされているものと思いますが、より安全安心な暮らしが実現することを期待しております。

また、山形県においては、山形県新環境計画において光害防止対策、そして、環境省による光害対策ガイドラインが定められています。

平成29年アメリカの科学誌サイエンス・アドバンシズに、「エネルギー革命をもたらすと考えられてきたLED照明が広く利用されることが、世界で過剰な光による光害の拡大に拍車をかけている」という論文が発表され、多くの問題点を指摘しています。国際ダークスカイ協会の物理学者ジョン・バレンタイン教授によれば、「古いテクノロジーからLEDへの街灯の置きかえは全世界的なエネルギー使用量の減少という意味では期待された恩恵をもたらしていない」という警鐘を鳴らしています。

また他方で、南カリフォルニア大学建築学部のトラビス・ロングコア助教授は、「夜間照明が治安を向上させるなどの世の中の思い込みについては疑う必要がある」と語られています。夜間、自身で町内を運転していると、防犯灯がまぶしくて、運転しにくくなっているような場所もあるなど感じることもあります。

温暖化対策に寄与しているか、しっかり検証されているのか、安全安心な暮らしに貢献し、安全運転などで問題は発生しないのか、町長の見解をお伺いいたします。

一方、環境省やNHKの報道などで、光害の農作物の育成に対する問題提言がなされてもおります。

山口大学農学部山本晴彦教授から、農作物、特に稲への影響が示唆されております。農作物への被害は、特に稲の育成に影響を与えているようです。町内農家の経営基盤をなす、大事な稲作等農作物への影響がないのか懸念しております。町長の所見をお伺いいたします。

また、龍谷大学理工学部環境ソリューション工学科遊磨正秀教授から、動植物に対する光害、特に蛍類への影響が懸念されているという論文が発表されております。蛍や星空、特に、私、自分の行動範囲である玉庭や東沢地区で、とても影響が大きいのではないかなと感じております。農家さんたちの尽力などにより、農薬使用の削減、減少が進み、町内での蛍の発生が年々増加していたところへ、水を差すことになりかねないか懸念しております。

国際ダークスカイ協会による星空保護区認定制度により認定されている長野県阿智村などは、星空によるまちおこしが順調に進んでいると聞き及んでいます。平成29年度山形県観光者数調査結果による観光客数が、置賜地区で最も少ない川西町において、貴重な観光の素材となり得るそれらは、大事な原石、資源と考え、守っていかなければならないのではないかと

と考えますが、町長の考えをお伺いします。

以上、壇上からの質問といたします。

○議長 町長原田俊二君。

(町長 原田俊二君 登壇)

○町長 井上晃一議員のご質問にお答えいたします。

初めに、川西町内の街路灯防犯灯について、中心市街地街路灯の維持管理負担格差についてであります。現在の中心市街地の街路灯設置については、平成25年度に、国の補助事業である商店街まちづくり事業及び川西町街路灯支援事業により、総事業費4,550万円のうち、国費が2,787万1,000円、町費が1,762万9,000円で整備されたものであります。

工事内容については、既存の街路灯99基をデザイン灯具とし、電球は省エネ効果が期待できるLED灯具に改修となりました。

また、国の補助事業であることから、工事完了後の整備効果を報告する必要があるため、平成26年度から効果測定を実施し、自動車、自転車及び歩行者の通行量や、さなぶりまつり、こまつ市等への参加者の実績を平成30年度まで報告しております。

街路灯の維持管理事務については、川西町街路灯管理運営委員会規約に基づき、各自治会と商工会より選出された委員により運営されており、事務局を川西町商工会で担っております。また、維持管理運営費及び補修費の負担については、街路灯1基につき年額5,000円を各自治会が負担し、義務的経費の電気料金については、広告料としてスポンサー51社が負担しております。

維持管理費の負担割合については、昭和53年より施行された川西町街路灯管理運営委員会規約を踏襲し、沿線の18自治会と関係者との協議により負担する街路灯の本数を決定し、現在に至っております。なお、平成30年度の収支決算状況においては、1本当たり1万円程度の維持管理経費で運営されております。

今後の更新計画や維持管理については、各自治会の考え方を反映しながら、川西町街路灯管理運営委員会の中で協議を深めていただきたいと考えております。

次に、LED防犯灯による光害、農作物被害等について、温暖化対策へ寄与しているか、しっかり検証されているかについてであります。まず、温暖化対策に関しましては、ご承知のとおり、町では平成29年度に国民運動「COOL CHOICE」への賛同を宣言し、低炭素なまちづくりに向けた省エネルギー、節電対策の一環として、町内全域の防犯灯について、既存の設備からLEDへ切りかえを行っております。



LED設置台数につきましては、既存の1,420台に新設の174台を加え、合計1,594台となっております。10ボルトアンペア対応型のLED防犯灯への切りかえを基本としておりますが、明るさが不足すると見込まれる箇所には、20ボルトアンペア対応型の防犯灯への変更がなされております。また、これらの交換機器は、日本防犯設備協会による優良防犯機器RBS設定を受けたものであります。

防犯灯をLEDに切りかえたことにより、交換前の機器は、契約電気料金区分60ボルトアンペアのもの1,025台、100ボルトアンペアのもの271台が主に設置されておりましたが、これらを10ボルトアンペア、もしくは20ボルトアンペアの防犯灯に交換することで、当初試算上で使用料金の58.1%の削減が図られるほか、交換前と同程度の明るさを保ちながらエネルギー使用量を削減することができ、新設174台を含めても、十分に温暖化対策に寄与しているものと考えております。

今回の防犯灯のLED化については、エネルギー及びコスト削減のほか、機器の長寿命化を目的としております。交換に当たっては、各自治会長を通して、新設、移設、撤去の要望調査を行い、その中で、農作物被害等のおそれがある場合についてもあわせて聞き取りを行いながら、環境と防犯両面の視点で検討、精査し、その結果に基づき設置しております。

次に、安全安心な暮らしに貢献し、安全な運転などで問題は発生しないのかについてであります。平成29年度の交換以降、LED防犯灯への苦情等は寄せられておりません。

防犯灯については、犯罪の抑制という観点もありますが、本町においては、通行する方の安全確保や不安の除去、自動車運転の際の視認補助的な役割が大きいと考えております。しかしながら、今後、視認しづらいなどのご意見が寄せられた場合は、安全上問題でありますので、近隣自治会と調整し、対応を図ってまいります。

次に、稲作等農作物への影響がないかについてであります。防犯灯や道路照明に起因する農作物への夜間照明による光害については、光害対策ガイドラインにより問題提起がなされております。特に、水稲への影響が指摘されており、水田等農地隣接道路や駐車場などに設置された夜間照明による影響が、全国で確認されているとの報告があります。

水稲と夜間照明の影響に関する因果関係については、短日性植物である水稲の性質上、夏から秋にかけて、日長が一定時間より短くなる短日条件に遭遇せず、夜間照明による24時間日長条件下が続いた場合、開花遅延による出穂への影響が発生し、未熟粒や小粒などによる品質や収量の低下につながるとされております。

さて、本町における防犯灯による水稲を初めとする農作物の光害の実態については、県農

業技術普及課及びJAでも被害状況は確認されていないとの報告をいただいておりますが、道路照明などを含めて問題が潜在化している場合を想定しつつ、農業生産者、照明設置者及び町が連携を図りながら、円滑な対応を図る必要があります。

LEDによる光の波長や強度を制御することによって、水稻などへの光害の影響を防止する技術開発が進み、既に商品化もなされていることから、今後のLEDの普及にあわせて対応品の導入や、照度の高い道路照明などは遮蔽壁の設置等、農作物への影響対策を検討してまいりたいと考えております。

次に、蛍や星空が観光の素材となり得る、それらは大事な原石、資源と考えて、守っていかねばならないと考えますがについてはありますが、国際ダークスカイ協会が定める星空保護区認定制度は、光害の影響のない、暗く美しい夜空を保護、保存するためのすぐれた取り組みをたたえる国際的な認定制度であり、自治体、観光業界、産業界、地域住民など多くの人々の理解と努力のもと、屋外照明に関する厳格な基準や、地域における光害に関する教育啓蒙活動が求められるとされております。

明治11年に本町を訪れたイギリスの旅行作家イザベラバードは、「日本奥地紀行」の中で、小松町を「くわで耕したというより鉛筆で描いたように美しい。実り豊かに微笑する大地であり、アジアのアルカディア」と褒めたたえています。ハッチョウトンボやチョウセンアカシジミなどの貴重な生物が生息する本町の豊かな自然、原風景は、将来にわたって守るべき大切な資源であり、住む人々はもとより、訪れる方々にとってもかけがえのない宝であります。

町は、昨年12月に、かわにし有機農業推進協議会を設立し、農薬を抑えた自然循環型農業による安全安心な農作物の生産及びブランド化の取り組みを進めております。

環境保全の取り組みは、行政だけでなし得ず、事業者の理解と責任、そして、日々の生活における町民一人一人の理解と行動が大切であります。こうした地域社会全体での環境保全の継続した取り組みを推進し、環境資源の価値向上に結びつくよう努めてまいりたいと考えております。

以上、井上晃一議員のご質問のお答えとさせていただきます。

○議長 井上晃一君。

○1番 丁寧な回答をありがとうございます。

まず、町内街路灯のことでございますけれども、具体的に自治会さんのほうなどでは、例えば均等にできないかとか、そういったようなお話も出ているようではありますが、自治会

自体の体力不足、また、商店街も、当時、昭和53年施行されたころに比べますと、街路灯としての役割を担っていたような各個商店の照明なども、もうほとんど町内にないといったような状況にもなっております。

人口減少等に伴う弊害ということは確実だとは思いますが、昔、昭和53年、25年以前にできた当時の、25年のときにもさほど大きな変更はなく、器具をLEDに取りかえて、若干の経費負担をできるようにしたといったようなことなのかなと思っておりますけれども、やはり、もう、老人世帯で何千円も負担していて貸与の負担が大きいと。今度、どんどん年金も減っていくといった状況の中で、自治会の中で生活されている方、具体的に本当に大変なのよというような声も聞こえてきております。ぜひ、しっかりと対応していただけるような支援を考えていただきたいと思っております。

なお、実は明かりのことを考えるということが、まちづくりということに関して、密接に関係しているのではないかと、これを常々ちょっと考えております。

COOL CHOICEのホームページで、参考の冊子として「LEDで快適あかり生活」という冊子が発行されておりますが、こちらも、もう担当の方などはチェックしておられると思っておりますけれども、そこによりますと、例えば、岩手県の旧大野村、現在は洋野町に合併されておりますけれども、町や住民が一緒になり、町の防犯灯、商店街灯などを一旦全て消して、住民参加型で、いわゆるボイド照明と呼ばれる道路に面した奥行きのある空間、夜間に奥まで見通せなくて不安を与える空間、そこを照明することにより、安心感のある街路にする照明をみんなで一緒になって実験などを行っているということの報告などもあります。

そして、民有地の中に庭園灯を設置したり、電柱などの防犯灯はレトロなものを使ったり、道路交差部では、その道路交差側に向ける、とりあえず電柱の向いているつけやすい方向にやみくもにつけるのではなく、しっかり交差側に向ける。当時、街路灯設置委員会が発足されたけれども、洋野町の街路灯設置後は、その街路灯委員会がそのまままちづくり委員会に変革していると。それで、空き地空き家利用などのまちづくりの活動が活発になったといったような報告もなされております。

明かりのことを考えるというのは、実は、まちづくりにとってもとても重要なことなのではないかと考えております。

ちなみに、明かりにかかわるイベントなどでは、もちろん米沢市の雪灯籠まつりであったり、昨年、飯豊町中津川の雪まつりでは、スカイランタンの打ち上げなども行われております。長井市青年会議所様でも、2018年にLEDのスカイランタンの打ち上げなどもやられま

したが、ちょっと町なかでやり過ぎたということで、ちょっと反省すべきイベントになっているというようなこともお伺いしております。この冬、中津川、山辺町、尾花沢などでもランタンライトのイベントなどが開催されています。

もう、日本中からお客様が殺到して予約がとれない銀山温泉、あそこの大正ロマンのあふれる街路灯の色合いなどは、やはり、どうやってお客さんに来てもらおうかということが、そこにとってもあらわれているようなつくりになっていると思います。皆さんも行ってみたい、行かれたことがある方いっぱいいらっしゃると思います。

あと、蛍に関しましても、小野川温泉であったり、高島の二井宿地区、上山の西山地区、山形市野草園、その他、山形市東沢地区など、もう、いろいろなところで、観光客に来てもらおう、喜んでもらおうというような活動をされています。また、天文台に関しては、やはり飯豊町さん、南陽市、また山形に天文台があり、米沢市、河北町にはプラネタリウムが設置されています。

やっぱり、何がしかそういったことを利用して、まちづくりや、そういったことを生かしていこうということを考えていらっしゃるのではないかと思います。

それで、まちづくりということの街路灯、町内の街路灯からちょっと少し離れてしまいましたけれども。

○議長 井上晃一君に申し上げます。

簡明に、一問一答でありますから、その辺を考慮して。

○1番 はい、ありがとうございます。大変失礼いたしました。

まちづくりの中に、特に、場をつくる明かりだったり、陰影をつくる明かりだったりという、明かりを利用したまちづくりというのがあるという中で、街路灯委員会が以前設置したそのままの状況でいいのかどうかというようなことを考えます。ぜひ、まちづくりに伴って、今までの街路灯と違った考え方なども取り入れていっていただいたほうがいいのではないかと考えますけれども、ご意見をお伺いしたいところです。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 さまざまな情報を提供いただきまして、ありがとうございました。

小松地区の街路灯の整備といいますか、街路灯が設置された経過も、小松の町の中のにぎやかさや、小松の町の中の発展を目指しながら、特に、酒屋さん方が中心になって街路灯を設置し、人通りをにぎやかにしたいという思いでスタートしたというふうにお聞きしているところであります。

それを含めて、町内に街路灯を設置することによって明るい町にしていきたいという、これはまちづくりの一環として取り組まれた内容というふうに思っております。それが、平成20年代になりましてかなり老朽化をし、また蛍光灯が切れたりいろいろ管理経費がかかるということで、街路灯委員会の中でも安全確保ということと、さらには電気代をどうやって圧縮するか、管理経費をどうやって圧縮するかということで、商工会を中心に強い要望をいただいて、国の事業を活用した形で街路灯を整備し、さらにはLED化を図って、管理経費を圧縮するというので取り組まれてきたわけでありまして、その思いは、小松地区の中のにぎやかさを、発展をまちづくりの一環として取り組まれているものと思います。

井上議員から言われたさまざまな事例については、やはり、小松の町の中の商工会を中心とした街路灯委員会の中でもご議論を重ねていただいて、方向性を示していただくことではないのかなと。町として、街路灯委員会が管理運営されておりますので、その状況を見守らせていただきたいというのが私の考えでございます。

あくまでも、まちづくりの一環として、街路灯委員会も活動されているというふうに捉えております。

○議長 井上晃一君。

○1番 繰り返しになりますけれども、やはり、そこで商店の減少、人口の減少等で、街路灯委員会を管理されている商工会さん等も体力が衰えておりましたり、自治会長さんも毎年のように人がかわったりして、状況が、お金の金額程度はわかるけれども、どういう状況なのかと具体的に理解されているということも、なかなか難しいというような状況にもなっているという経緯もございます。

ぜひ、商工会さんに強力なバックアップなどを考えていただいているのかなというふうにも思います。ありがとうございます。

あと、次に、低炭素化というとてもよい言葉が出ました。しかも、観光などに伴うには、やはり住民の参加が必要ではないかという回答をいただきました。

そういったところで、例えば、フレンドリープラザの雪冷房システムというのがございますけれども、こちらもそういった低炭素的なところの部分、また雪の利用ということで、エコ活動を意識的に啓発していこうというような意図があったと覚えておりますけれども、現状、当時の学習設備などがほとんど活用されていないのではないかと、電気が入っているのをちょっと見たことがないといったような状況等も見受けられます。

やはり、啓蒙活動、啓発活動なしに、こういった活動が進むとはとても考えられませんの

で、町としても呼びかけであったり、啓発であったり、何か活動を促すような施策、方策を考えていただければなと思うのですけれども、これに対してはいかがでしょうか。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 平成17年から新エネルギービジョンの策定業務が入りまして、やはり地球温暖化防止、さらにはCO<sub>2</sub>削減などに貢献できるような仕組みづくりということで、新エネルギービジョンを策定したところでございます。

それに基づきまして、町内でさまざまな資源調査をさせていただきまして、雪氷熱の利用ということと、あわせてバイオマス利用といったものについて、実現可能かどうかということで議論をさせていただきました。

雪冷房システムについては平成20年に稼動したわけでありまして、フレンドリープラザ内の冷却施設の更新時期が迫ってきたということもありまして、雪を活用した形での、夏場の冷房装置とセットで整備をしたところであります。あわせて、27年、28年になりますか、太陽光の設置などもさせていただいて、やはりCO<sub>2</sub>削減に効果があるように施設運営をしているところであります。

ただいいただきました教育施設の運用については、稼動していないのではないかとということですが、たくさんの人たちが来られたときには、稼動できるように指示をさせていただきたいと思っております。雪冷房というのはいつも使っているわけじゃなくて、仕組みとしては夏場になりますので、夏場の雪冷房の仕組みなどについては、利用者の皆さんに情報を発信していきたいというふうに考えております。

○議長 井上晃一君。

○1番 ありがとうございます。やはり、そういったほかでやっていない取り組みなどに早く取り組まれたという経緯もあります。また、そこにある思いというものをもっと強く具体的に示していく必要が、まだまだあるのではないかと考えております。

特に、我々は田舎であるということで、割と自然に近い位置にありますけれども、そういったところで、ふだんからなかなか、水であったりとかそういったものを無駄にしがちなところも若干あるのかなということも思います。ちょっと買い物に出かけるときにすぐ車を使ったりとか、いろいろな細かいところにつながるにはありますけれども、やっぱり、いつでも大人が意識を持って、そういったことを後の世代に伝えていく必要があるのではないかと考えます。

なお、ちなみに、さっきの防犯灯LED、一部明るくされたりとか、60%近いエネルギー

の削減もされているということではございます。また、それだけではなくて、例えば、ちょっと道路を走っていると、お店の看板であったり医療機関の看板であったり等が、これなどもまぶしくて、ちょっと道路の安全を妨げている部分が、若干なくはないのではないかと考えております。ぜひ、安全協会さんや警察さんなどとも連携をとっていただきながら、道路、特に交通量の多いところに面しているところに関しては、ぜひ具体的に動いていただければと思います。

街路灯で1つ、ちょっと聞き忘れたことがございまして、国の補助事業なので、工事完了後の整備効果を具体的に報告する必要があるため、26年から効果を測定してというところがございまして、これがどういった報告になっているのかとういことをこちらに教えていただきたいと思うのですが、よろしく願いいたします。

○議長 奥村産業振興課長。

○産業振興課長 施行したのが25年でございまして、26年から30年度までの事業の効果について、川西町街路灯管理運営委員会からご報告がなっているようでございます。

その中で、1つでございまして、18時以降営業しているお店が何件あるのかということでございます。当初計画では40店舗、そして、30年度の営業店は40店舗ということで、目標を達成しているというような報告でございまして。

また、歩行者通行量でございまして、30年度の当初の計画でございまして、歩行者は1,700人という計画でございまして、達成状況につきましては756名ということで、大幅に通行量が少ないというような結果でございまして。なお、この結果につきましては、午前10時から午後5時までの間の歩行者数でございまして、通学生徒のカウントができなかった、あるいは商店街に買い物するには車での買い物があつたものですから、歩行者が大分計画より少ない状況だったというような報告でございまして。

また、その他のイベントの参加者数でございまして、さなぶりまつり、ひょうたん島スタンプラリー、あるいは、こまつ市等の参加人数を把握したところでございまして、30年度の当初の計画につきましては、2,700人であったようでございまして、達成状況については30年度2,500人ということで、おおよその目標達成をしたという報告をされているようであります。

以上でございまして。

○議長 井上晃一君。

○1番 これも、あくまでも街路灯委員会さんからの報告ということだったのかなとちょっと

思います。

まちづくりということと密接に連携している街路灯などについて、やっぱりちょっと町の何というか、かかわり方というのが、とても薄いのではないかなという感想を持ちます。やはり、商工会さんといっても40店舗町内にあるということではありますが、例えば、夜間も運営しているような店舗であったりとか、具体的に、ほぼ卸業状態になっていらっしやっついて、店をあけていらっしやらないような業種の方、また、高齢化等により、積極的に長時間あけておられないお店なども多いような気がいたします。

私がふだん、よく行き来している河北町さんなどでは、夜9時以降にあいているアルコールを伴わない飲食店など、とても多数あいています。まちづくり、きつとうまくいっているんだらうなどと見受けますけれども、川西町は、9時以降にあいている店がほぼないといったような状況で、これはやはり、ある程度かかわり方をもうちょっと積極的にしていただかないと、このままどんどん暗くなっていくだけかなというような印象も持ちますが、そこに関してもご意見をお伺いしたいと思います。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 川西町で、今、取り組んでいるのは、協働のまちづくりということで、行政が全て担うということではなくて、そこに住む地域住民の皆さん、さらには事業者の皆さんが、しっかり地域づくりを担っていただくということで取り組んでおりまして、それと、町が連携をして、まちづくりを進めるということでございます。

マイナスの話ばかりしていけば、どんどん何もできなくなってしまうわけでありまして、そこで生活されている方々が、これをどうやって発展させるか、維持していくのかということを中心として取り組まれることが、まず、まちづくりの一步だらうというふうに思っております。

町が担えることというのはそうそうあるわけではないので、人的配置、予算の支援、こういったものは当然しますけれども、やっぱり事業者として、また地域づくりの主役として、町民の皆さんが計画を策定し事業を推進していくという体制に、サポート体制を町がしていくということになっていくのかなと。

やはり、時代も変わりまして高齢化も進んでおりますので、夜を明るくするというだけではなくて、日中をどうやってにぎやかにするのかというようなことも当然必要なわけでありまして、子供たちや、また小・中学生、こういった子供たちもまた地域づくりに参画できる仕組みなども含めて、やはり幅広く考えていく必要があるんだらうというふうに思います。



そういう意味では、事業者さんも苦勞されているわけですが、川西町らしいまちづくりというのはどうあるべきなのかというのを、町民の皆さんと一緒に考えていく必要があると捉えているところであります。

○議長 井上晃一君。

○1番 そこで、また、この受益者というのは誰かというような話にもなってくるんですけども、やはり商売をされている方などは、特にお客さんに来ていただく必要があるわけですから、ご自分としてご努力はされるといったようなことは、もう当然あるわけです。皆さん、頑張っていらっしゃると私も思います。

ただ、それに伴いまして、例えば、今はインバウンドなどの話も取り沙汰されていますけれども、例えば、羽前小松駅に落ちたときに、パッと見、食べ物屋さんが若干1軒、2軒、電車の動いている時間であれば1軒、2軒あいている店はある。そういった状況で、この町に降りたときに、果たして、どんなことを感じられるんだろうというようなことをちょっと考えております。

一部、東京から来た私の友達などから、ここは町じゃないねと言われたこともある。

○議長 井上晃一君に申し上げます。

通告外になりますので、適切な質問を発言していただきたいと思います。

○1番 はい、ありがとうございます。

じゃ、以上にしたいと思います。

○議長 井上晃一君。

○1番 何度も繰り返しになりますけれども、やはり人口減少だったりとか商店の廃業などに伴って、商工会さんなど商工業者の体力が減っているという状況を踏まえて、ぜひ、何がしか啓発であったり、必ずしもお金を使って何かをしてくださいという話ではないと思うんです。

ほかの団体さんとの連携で、町の人はどうなことを望んでいるかとか、そういったことのきっかけづくりや働きかけからもできることがあると思いますので、ぜひそういったことをよろしくお願ひしたいと思います。

以上で、私の質問とさせていただきます。

○議長 井上晃一君の一般質問は終了いたしました。

ここで休憩いたします。

再開時刻を午後1時といたします。

(午前 11時13分)

---

○議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午後 1時00分)

---

○議長 第3順位の吉村 徹君は質問席にお着きください。

5番吉村 徹君。

第3順位、吉村 徹君。

(5番 吉村 徹君 登壇)

○5番 初めに、7年9カ月間、玉庭地区交流センター四方山館館長として地域づくりと運営にかかわってまいりましたが、その間、担当課でありますまちづくり課を初め、多くの町当局のご指導とご協力をいただきながら、地域内においては、大きな災害、事故等の出来事がなく、館長の職を辞することができましたことに心から感謝申し上げます。

このたび、町会議員として、新たな立場で一般質問をさせていただくに当たり、この交流センター運営、地域づくりを振り返りながら質問させていただきます。

指定管理制度として、各地区公民館が地区交流センターをしてスタートしたのが平成21年からであり、ちょうど10年の節目を経過したと考えるところであります。この10年を振り返ってみますと、全国的にモデルとなる取り組みを進めている吉島地区交流センターを初め、そのほかの各地区交流センターも、日々それぞれの地区課題解決に向けた地域づくりを進めているところと考えます。

特に、玉庭地区について振り返ってみますと、川西町の中でも特に人口減少が進んでいると考えられ、その状況の中で、ひとり暮らし世帯の増加、高齢者の足となるべき交通の課題、あるいは商店の廃業による買い物の問題、あげくに、山林の荒廃から来るとされる猿、熊、イノシシなどによる鳥獣被害の問題と、まさに課題山積みの中での地域づくりを行ってきております。

このような課題は町としての課題でもあり、それぞれに町当局としても各種の施策を講じられ、地区と一緒に考えながら対策に当たっているわけではありますが、その事業に取り組むに当たり、窓口となる地区交流センターの限られた職員体制の中で、事務局長を初めとする職員の方々にしわ寄せが来ているのが現状と考えます。しかし、この問題については、各地区交流センターが考えるべきところではあると思いますが、指定管理団体の契約が5年ごと

となっていることを踏まえると、なかなか待遇の改善まではできない状況にあると考えます。

その中で、今後とも地域づくりの5年後、10年後を見据えながら、これまでの10年の成果と課題を総合的に検証し、地区交流センターが今後とも地区の皆様とともに地域づくりに取り組んでいくために、課題解決のための環境をつくっていくべきと考えますが、協働のまちづくりの柱とも言うべき地区交流センターの10年を振り返っての成果と課題、そしてまた、今後の運営のあり方についての町長の所見をお伺いいたします。

次であります、平成31年度町民税、県民税の相談会会場が、農改センター1カ所で行われたことについてお聞きいたします。

このことにつきましては、玉庭地区自治会長連名にて、2月13日に、原田町長、そして担当課へ、会場を玉庭地区交流センターとすることへの要請を行いました。その要請の内容としては、1つには、住民の方より、周知の方法が徹底されておらず、一方的ではないかとのこと。2つは、会場までの距離が7キロから15キロと遠方で、ひとり暮らしや高齢者といった交通弱者が多い地域性を考えれば不安であること。3つ目としては、納税は国民の三大義務の一つとされていることから、このような不安のない状況での申告会場として、従来どおり、地区交流センターで行っていただきたいとの要望でありました。

その後、各自治会長宛てに、町長から回答をいただいたところでありましたが、申告者の減少、申告相談環境の改善、個人情報保護の確保、安全対策の確立、そして、税務情報の電子化の発達により、それに対応する機器を整備するために、1カ所に特定する必要があるとのことでありました。また、そういった事情の中で、長年にわたり申告会場の統一について検討され、平成29年度に平成31年度分の申告会場を統一することを決定し、その実施に向けて平成30年に周知が図られてきたところであり、申告の折に、相談者一人一人にチラシを配布、31年に町報への2回の掲載やポスターの掲示等により、理解を得られるよう努められたとのことでありました。

また、要請会の中で、心配である地区民の交通問題について話し合われましたが、デマンド交通の利便性を図ることをご理解いただきたいとのこと、地区民の方にはチラシにてお知らせいただいたところあります。

以上のことから、初めての1カ所での申告会ということ、会場においでになった方への聞き取りなども行われたことと思いますが、その中で2つのことについてお聞かせください。

1つは、各地区からおいでになった申告相談者の方より、不満や要望などの話はなかったかどうか。2つは、特に玉庭地区の相談日には、会場までどんな手段で来られたのかなどの

お話を聞いていただくことはあったかどうか。

以上、2点について、町長より答弁をお願いするところであります。

最後になりますが、税金申告にも関連することではありますが、昨年度末だったと思いますが、国民健康保険の医療費のお知らせという文書が届けられ、内容は、それぞれ各人がかかった医療費の明細となっており、税金申告医療費控除の際の証明ともなるとのことで、随分と親切だなと思って読ませていただきました。が、前年の11月からことしの10月分で、残り11月、12月分は領収書が必要でとのことであります。

そこでお願いしたいのは、当年の1月から12月までのお知らせとしていただければ、医療費の領収書をたとえなくしたとしても、これがあれば申告者の節税にもつながるとともに、申告の際の簡素化につながると考えられます。

そこで、国民健康保険の医療費についてのお知らせを当年1月から12月までの1年間で作成することについて検討できないか、お伺いいたします。

以上の3項目についての所見をお聞かせいただきたく、質問とさせていただきます。

○議長 町長原田俊二君。

(町長 原田俊二君 登壇)

○町長 吉村 徹議員のご質問にお答えいたします。

初めに、10年を迎えた地区交流センターの地域づくりについて、協働のまちづくりの柱とすべき地区交流センターの地域づくりの成果と課題についてであります。町が進めている協働のまちづくりについては、私が町長に就任した当初の平成16年度に、まちづくり基本条例を制定し、行政と町民の役割を明確にしながら、町民みずからがまちづくり、地域づくりに参画することを推進してまいりました。

その地域づくりの中心的役割を担う各地区の交流センターにつきましては、平成20年12月に川西町交流センター条例を制定し、平成21年度から住民福祉の向上と住民主体の総合的な地域振興を図る拠点施設として、交流センターの管理運営業務を各地区経営母体を指定管理者として指定し、委託してまいりました。

指定管理業務の内容は、初めに、施設の管理運営に関すること、次に、地域づくり、人づくりに関すること、そして、町との連携、協働及び外郭団体との連絡調整に関することの3業務とし、現在は、町の総合計画であるかわにし未来ビジョンにあるまちづくりテーマの「協働そして共創へ」に基づき、各地区と町とで5年間の基本協定を締結し、地域づくりを進めております。

町では、協働のまちづくりを推進するため、地域自立推進制度を設け、支援しております。財政支援としては、施設管理経費とセンター職員の人件費を合算した指定管理料のほか、協働のまちづくり地域支援事業交付金を各地区に交付し、社会教育や生涯学習、地区計画に基づく町民参加型のイベント、事業等を実施いただいております。

また、人的支援としては、まちづくり課職員による地区担当制や地域おこし協力隊によるサポートを行っており、さらに体制支援として、定例のセンター長会の開催を初め、地区と行政との連携強化や情報交換、研修等を行う地域づくり連絡協議会、地区の課題解決を検討する行政内部の地域支援調整会議の体制を構築しております。

これまでの10年を振り返ってみますと、各地区における地区計画が現在第3期目に入っておりますが、平成21年度の交流センター第1期に係る地区計画の策定段階から現在の事業の実施に至るまで、多くの町民が参画され、みずからの地区をみずからがつくるものと捉えて地区運営に当たられております。

一例を挙げれば、玉庭地区においては、神奈川県川崎市の音楽集団あすなろと、子供たちを含めた地区の交流が長年継続されており、かわさき市民祭りには、玉庭の皆さんが毎年参加され、生き生きと活躍されるなど、まさに地区経営母体として、地域づくり、人づくりの推進が図られてきたものと思っております。

この10年の間は、指定管理料の見直しも図りながら進めてまいりました。平成24年度からは、臨時職員1名分の費用を加算し負担軽減に努めておりますが、毎年の指定管理業務の評価ヒアリングの中で、国の交付金事業や各種団体からの依頼による業務負担の増加も見受けられ、事務局の皆さんの負担軽減を1つの課題として捉えております。

また、少子高齢化、人口減少による各地区における地域づくりの担い手不足や、各種団体役員の重複も課題として捉えております。

今後も、協働のまちづくりを推進していく上で、各地区における課題を把握するとともに、事業の精査と各団体の自立を促進し、また、各地区の担い手となる人材の育成を進め、持続可能な地域づくりを一層推進してまいりたいと考えております。

次に、平成31年度から申告会場が1カ所となったことについて、申告に来られた方から、不満や要望はについてであります。町では、町・県民税の申告者数の減少、申告相談環境の改善、個人情報保護の安全対策の確立等から、長年にわたり、申告会場の1カ所での実施について検討を重ね、平成29年度にその方向性を決定し、平成31年2月から農村環境改善センター1カ所で実施することといたしました。

申告相談の現状を見ると、対象者においては、人口減少や電子申告の普及に伴い、申告者数が減少傾向にあり、相談会場の環境においては、狭隘なため、相談スペースの確保やプライバシー保護が困難、駐車場の確保等が必要など、申告相談業務の運営や相談会場の環境の改善などが求められておりました。

一方、税務行政における情報の取り扱いについては、全国的に個人情報の外部への持ち出しによる情報漏えい事故が発生しており、申告に関する個人情報管理の徹底を初め、税務情報の電子化の推進に伴い国とのデータ連携が予定され、連携に必要な機器の設置場所を特定するよう国から要請されていることなどの理由から、申告会場を1カ所にしたものであります。

このため、町では実施する前年の平成30年2月の申告相談の際に、申告相談者一人一人に対し、相談会場を1カ所で実施する内容のチラシを配布し、その周知に努めてまいりました。実施年度の平成30年度には、町報への掲載、各地区交流センター等へのポスターの掲示などによる周知を図るとともに、8月と12月の各地区交流センター長会で申告会場の1カ所での実施についてご説明し、ご意見を賜りながらスムーズな移行に努めてまいりました。

このように1年前から準備を進め、平成31年度町・県民税申告相談を平成31年2月8日から3月15日までの26日間にわたり農村環境改善センターを会場に実施しました。

その実施状況は、相談件数が1,960件で前年対比6件の増加となり、地区指定の相談件数は1,543件で全体の78.7%、地区指定以外の相談件数が186件で全体の9.5%、全地区相談件数が231件で11.8%となりました。申告書数は、確定申告書が1,503件で、前年対比54件増加し、住民税申告書が1,470件で前年対比31件の増加となるなど、申告しやすい会場の環境整備によって未申告者の解消につながりました。

申告会場一本化に伴い、このたびから全地区分の資料を準備しましたので、全日程で地区指定以外の方の相談が可能になりました。さらに全地区対象日を設けたことで、以前は、指定地区以外の方の相談は、小松地区での相談日と重なってしまい混雑しておりましたが、全体的に申告者の分散化が図られ、小松地区の混雑が緩和されました。このように申告者の分散化により全日程を通して待ち時間の短縮が図られ、スムーズに申告相談を実施することができました。

申告期間中に、会場が1カ所になったことについて相談者から多くのご意見をいただきましたが、その内容は、以前より会場が広くなりプライバシーへの配慮がなされている、全地区を対象とした休日相談ができるようになった、地区指定以外でも相談が可能となった、待

ち時間が少なくなった、会場が遠くなったなど、おおむね好評のご意見をいただきました。

次に、申告に来られた方の交通手段についてであります。議員ご指摘のとおり、玉庭地区交流センターで申告相談を実施してほしいという要請書が提出され、町ではこの要請書を受けて、1カ所で実施する必要性の理解を求めることや、デマンド交通の活用による対応などを内容とするチラシを玉庭地区全戸に配布して、ご理解とご協力が得られるように努めてまいりました。

このたびの玉庭地区の申告相談の結果については、151世帯223人と、前年対比9世帯13人の増となりました。

申告期間における全地区の相談者の交通手段については、自家用車の利用者がほとんどであり、デマンド交通の利用者は10人でした。地区別では、大塚地区が3名、中郡地区2名、吉島地区1名、小松地区4名という状況で、玉庭地区からの利用者はおられませんでした。

今後の申告相談においても、玉庭地区からいただいたご要請や、このたびの申告相談でいただいたご意見等を謙虚に受けとめ、会場の環境整備を図るとともに、相談者の立場に立った対応を心がけながら、効率的な申告相談業務に努めてまいりたいと考えております。

次に、国民健康保険のお知らせについて、お知らせ期間を当年1月から12月までとすることへの対応についてであります。平成29年度分の確定申告から医療費控除を受ける際、医療費控除明細書の添付を行うことにより、これまでの医療費等領収書の添付または提示は不要となりました。また、各保険者からの医療費通知を医療費明細書として添付すれば、明細書の記入を一部省略することが可能となりました。

本町では、医療費控除に使用できる医療費通知を平成31年1月に世帯主宛てに通知しており、記載されている医療費は、平成29年11月から平成30年10月までの1年間の内容となっております。

医療費の把握については、医療機関は月末まで金額をまとめて、翌月初旬に国保連合会に請求し、内容点検を経て、国民健康保険者である本町に届くまで少なくとも2カ月を要します。このように10月に受診した診療の内容は12月に把握することから、確定申告時期の2月に間に合うための医療費のお知らせは、最新の情報である10月診療分までの医療費通知といたしております。

仮に、当年の1月から12月までの医療費をお知らせするとすれば、医療費を把握できる3月以降にしかお知らせすることができないこととなり、確定申告の時期には利用できないこととなります。

以上の医療費請求事務の特性と、医療費通知の利用はあくまでも簡略方法の一つであることから、11月、12月診療分については、従来の医療費等の領収書の添付により申告をいただくこととなりますので、ご理解くださるようお願いいたします。

以上、吉村 徹議員のご質問のお答えとさせていただきます。

○議長 吉村 徹君。

○5番 交流センターについて、若干お聞きしたいと思います。

町長のお答えの中で、地区の問題解決を検討する行政内部の地域支援調整会議を毎年検討しているということでございますけれども、これについては、10年という節目を迎えたということから、交流センターのみならず、指定管理団体等のあり方について、外部から見た第三者による検証なども必要ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 調整会議は内部の会議でございますので、課題が各地区からあった場合、年間の中では、各地区交流センターでの地域づくりの実績報告などをいただくわけでありまして、それに付加した形で地域の中で課題があれば、それを全庁的に役場全体の中で課題を共有し、その解決策をみんなで議論しながら、地区のほうにお返しするというような作業をしているところでありまして、内部調整会議というふうに捉えていただきたいと思います。

また、10年が経過した交流センターの検証、評価につきましては、どのような手法がいいのか、センター化をするときにさまざまな議論を重ねてきた経過もございますので、10年という節目を迎えたということで振り返りが必要ではないかというご意見でございますが、32年、令和2年度まで指定管理期間でございますので、そのタイミングなどを見ながら、全体的な検討をさせていただきたいなど。

きょうの時点で、すぐしますということではなくて、ご提案いただいた内容を受けとめさせていただきます、内部で検討させていただきたいと思います。

○議長 吉村 徹君。

○5番 ありがとうございます。

続きまして、センターの職員体制についてでありますけれども、各センターによって人数等も違って来るわけでありまして、大体が局長、局員、臨時職員と合わせて3名というのが、大体のセンターなのかなと思っています。

そんな中で、臨時職員が10カ月雇用ということが原則となっておりまして、残りの2カ月については、2名の職員で対処しなきゃいけないという状況があります。これについては館



長という役職もありますから、そこら辺は補ってやるわけでありましてけれども、やはり2人の職員が、いろんな会議で1人が出張で出かけるとかというと、センターをあけることができないというようなことになっております。

そういったことの現状については、いかがお考えかなと思います。よろしく願いいたします。

○議長 奥村まちづくり課長。

○まちづくり課長 ただいまのご質問でございますが、各センターの職員数は、21年度当初は、センター長、事務局長、それから事務局の3名でスタートをさせていただきました。

その後、第2期に入った平成24年度、ここを境にさまざまなご要望もございまして、臨時職員を1名、この部分を加算させていただきました。あわせてその際に、センター長さん、それから事務局長さん、それから事務局の方についても、若干のその待遇改善をしたところでございました。

あわせて、第3期、現在入っておりますが、28年度からの指定管理に当たりましては、それぞれ3名のセンター長さん、事務局長さん、事務局員の方々の待遇改善、あわせて臨時職員につきましても単価という部分を、若干であります。待遇の改善ということでさせていただいたところでございます。

基本的に、その4名体制ということで指定管理を行っておりますが、10カ月を超えております臨時職員1名の部分が10カ月というところでございまして、それぞれ職種に応じて、何しろ、その待遇というものを決めておりますので、こちらとしては、ある程度臨時職員については事務的な補助だというようなところで、通年雇用の事務までないだろうという想定の中で雇用させていただいてございますので、そういった事業の事務内容に沿って、それぞれのセンターの中で仕事をしていただければというふうに思います。

あわせて、各地区に交付しております交付金等々もございまして。基本的には事業等での活用ということがありますが、その中でも、人件費という部分の使い方というものがございまして、そうしたところで、総合的な全体の指定管理とあわせて中にご活用いただいて、それぞれ働き方の部分を、それぞれのセンターの中で捉えていただきたいというところでございます。

○議長 吉村 徹君。

○5番 ありがとうございます。そういった中で、臨時職員の方の仕事も限られますし、センター長も非常勤ということもありまして、なかなか1週間見ていると、行っていらっしゃる

センターの方もいらっしゃるわけですが、そういったことの事情なんかにつきましても、ぜひ32年度、10年目を迎えた段階での検討の中で、ぜひ検討していただきたいというふうに思っているところでございます。

それに関連しまして、事務局の業務の負担については、町長が課題とされているとおり、どうしても町からの業務の増加も一つの問題ではないかというふうに考えます。例えば、ことし、お話を聞いたんですが、地域おこし協力隊、農業研修生の地域交流センターへの移管の問題についてでありますけれども、公務員法が変更になって、町の雇用ではなくて地区雇用というような話でしたが、そこら辺の具体的な話をお聞かせいただきたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長 奥村まちづくり課長。

○まちづくり課長 ただいまの内容でございますが、本町、農業研修生ということで地域おこし協力隊の受け入れを進めております。

その中で、これまでお話があったように、町直接ということの中で事業を進めてまいりましたけれども、やはり受け入れる地域の方々もかかわります。そういったところになりますと、そこに住む地域の方々が、そこで働く方々を知っていただくなり、その地域活動に参加するというような立場になるわけでございますので、やはり地区全体の中でそういった方々を見守っていただくということの視点も含めて、地区交流センターという部分での委託を受けていただきながら、地区全体でその人を支えていただきたいと、そういう思いで委託化を進めたところでございます。

○議長 吉村 徹君。

○5番 そういう目的があるということだと思いますが、ただ、それに伴う事務量の増大によって事務局職員の仕事がふえるということが、1つ問題だなと思っているところであります。ただ、地域おこし協力隊も地域に定着してもらって、地域の方と一緒に地域を知ってもらうということは、非常に重要なことだというふうにつくづく実感しているところであります。やはり考え方としてはお金をぼんとやって、事務局でいろいろやれよという考え方にはあろうかと思うんですが、地域おこし協力隊の研修生の問題は本当に有効性のある、地域にとっても有利な問題でありますのでこれからもやっていきたいと思っておりますし、そういったところの事務局に対する事務負担というか、それがちょっと、またいろんな関係で多くなってくるのかなというふうに考えておまして、そのところを危惧しているところでありますので、ぜひご検討のほうをお願いしたいなと思っております。

続きまして、税申告のほう、ちょっとお伺いしたいわけでありましてけれども、申告会場を1カ所にする周知は、昨年、本当に町報、ポスター等で行われたところではありますが、31年に至る、長年にわたって検討してきた中で、実際に申告する方々の意見なども聞き入れたのかどうかについてお聞きしたいなと思います。よろしくをお願いします。

○議長 後藤税務会計課長。

○会計管理者・税務会計課長 申告相談会場の1カ所について、地区住民の方のご意見をお聞きしたのかというふうなご質問にお答えさせていただきます。

毎年、申告相談を行っておりまして、その申告会場ごとに、冬期間の駐車場の確保が不足している場所であったり、あとは会場が狭いために、隣の方との間隔が近くてプライバシーを守れないなど、さまざまなご意見を毎年、申告者の方からいただいておったところでございます。

それらのことを勘案して、このたび統一をして、会場を広い場所を設定しながら駐車場を広く確保できる場所、あとは、隣の方とのプライバシーの確保ができるような申告会場の体制、それらを検討して統一に至ったというふうな経過でございます。

○議長 吉村 徹君。

○5番 そんな中で、町長さんからの答えの中で、今、言われたプライバシーの問題とか会場の問題、そして待ち時間が少なくなった等々の、メリットが多くなったことが出されているわけでありましてけれども、その中に、会場が遠くなったというご意見も1つあったわけがあります。この件についてどんなことが出されたのか、わかれば教えていただきたいな。ただ単に遠かっただけなのか、遠くなるためにいろんな大変さがあったのかどうかということをちょっとお聞きしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長 後藤税務会計課長。

○会計管理者・税務会計課長 遠くなったというふうなご意見も確かにいただきました。

統一される前に、それまで、各交流センターで行っていた申告相談でございましたので、歩いていける方、車であっても、それほど距離がかからない申告相談に行っていたわけですが、それが農改センターまでの距離が遠くなって、行くのが大変になったというふうなご意見をいただいております。

でも、その統一をする必要性について、一応ご説明を申し上げながら、実際に、このたびの申告相談で、その遠くなったというようなご意見をいただいた方に対しまして、統一をする必要性をご説明させていただいて、ご納得をいただいて、ご理解をいただいたというふう

な状況でございます。

遠くなったというふうなご意見は、全体的にはそれほど多くはなかったわけではあります  
が、でも、遠くなったという方がおられまして、その方に対しては丁寧にご説明をして、ご  
理解をいただいていたというような経過でございます。

○議長 吉村 徹君。

○5番 そういった中だったと思いますが、足の問題、交通の問題は、その当時、町当局のほ  
うから、玉庭においては、地区民にデマンド交通を利用して来てくださいというお知らせを  
せっかくいただいたわけですが、町長からの報告によりますと、玉庭地区からの利用  
者はおられませんでしたということございまして、どうだったのかなと思っておりますが、  
ただ、玉庭地区も、デマンド交通を利用についてなかなかないというか、事業とし  
てはなっていますが、そういったことで来なかったか、あるいは地域の方々が協力し合っ  
て、会場のほうへ乗せていくようなこともあったのかなというふうに考えておるところであ  
りますけれども、いずれにしても、今後こういう状況の中で申告会場が1カ所になって、場所が  
遠くなってくるという状況の中では、私も若干聞いた話しか言えないんですが、足の問題が  
一番重要な問題で、お金を出して申告に行くんじゃなくて、やはり町がある程度スクールバ  
スのような形で、5キロ以上の方は町で車を手配しますよというような形での申告者に寄り  
添った形での対応ができないかどうか、ちょっとご質問いたしたいと思えます。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 先ほど課長から答弁させていただいたように、物理的に距離が遠くなるというのは、  
現実的に、玉庭地区だけではなくて、他の地区でも同じ状況なのかなというふうに思ってお  
ります。

交流センターの中で取り上げる中で各地区の課題の中に、買い物等のこともあるという話  
がありましたように、申告相談のためだけに小松まで来ることではなくて、お医者さ  
んにかかるとか、さらには買い物をするとか、その延長として農改センターで申告ができ  
ると。

そういう意味では、玉庭地区の申告相談の数もふえたということは、おおむね玉庭地区の  
皆さんにもご理解をいただいていたのかなというふうに思いますので、さらに、送迎の車  
を出しますよということで、農改センターと自宅を往復するだけで町民の皆さんが満足でき  
るかという、そういうことなども考えれば、代替手段はさまざま提案をさせていただきます  
が、よりさまざまな用事を済ますことができるという意味では、いつでも申告できる状態になり

ましたので、期日指定ということではありませんので、申告期間中はどこの地区ということではなくて、何もなくなってしまうと、どうしても3月15日に近いところが集中してしまいますので、地区の指定日というのはこれからも提案させていただきますけれども、その指定日以外、地区指定日以外でも申告の相談を受け付けることができるようになったという意味ではチャンスがふえた、相談しやすい環境になったということで、ご理解賜りたいというふうに思っております。

○議長 吉村 徹君。

○5番 そういう形で、ことし初めての取り組みということになるわけでありまして、今後とも1カ所に集約された中での検討というのは進められていくと思っておりますが、玉庭地区にとって、いろいろ私も地元に戻って、またいろんな話を聞きながら取り組んでいきたいと思っておりますが、いずれにしても足の問題は重要な問題でありまして、そこら辺、申告会場が玉庭に来られないと、会場1カ所で固定ということになれば、いずれにしても、やはり高齢者、あるいは交通弱者の方々の問題は、少なからず話になって出てくるのかなと思っておりますので、その問題についても、今後取り組みながらやっていきたいと思っております。

町のほうでもこれからいろいろ検証されながら、来年に向けて取り組んでいかれると思いますが、ぜひそこら辺の問題も検討していただきたいと考えながら、以上をもって一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長 吉村 徹君の一般質問は終了いたしました。

第4順位の渡部秀一君は質問席にお着きください。

3番渡部秀一君。

第4順位、渡部秀一君。

(3番 渡部秀一君 登壇)

○3番 議長宛てに通告したとおり、質問を始めます。

(1) 庁舎跡地の利活用については、川西町役場跡地利活用計画策定委員会を2回開催したと聞いています。

この委員会は、今後の中心街の形成に大変重要な役割を担っています。それは、中心街にある公共施設の中で、最も人と車の動線に影響を与える場所であるからです。しかも、中心街にある公共施設の更新は庁舎が始まりなのです。これから老朽化等で更新が見込まれている中央公民館、川西診療所、小松保育所、そして、民地ではありますが、駅前に大きな面積を持つ三菱鉛筆工場は移転が決まっています。

それらとの位置関係や人と車の流れを考えに入れて、委員会で策定しているのでしょうか。

(2) です。中心街の形成には、多岐にわたる課題が出てきます。

そこで、都市空間デザイナー等の専門家に調査を依頼して、さらに講習会を開き、委員会メンバーはもとより、関係する町職員、そして議員も一緒に勉強して、まちづくりに対する共通意識を持ち、特に中心街について考えるべきではないでしょうか。

その上で、委員会の拡大も視野に入れて、これからの中心街をつくるために総括的な素案づくりも進めるべきと考えますが、それぞれ町長の見解を伺いたいと思います。

以上で、壇上からの質問を終わります。

○議長 町長原田俊二君。

(町長 原田俊二君 登壇)

○町長 渡部秀一議員のご質問にお答えいたします。

初めに、中心街のよりよい形成のために、川西町役場跡地利活用計画策定委員会についてありますが、役場庁舎跡地利活用計画の策定に向けては、昨年度から検討を開始しております。

昨年10月31日に庁内検討組織を設置するとともに、12月8日には有識者はもとより、地域づくりに主体的に取り組んでおられる方々などの参画を得ながら、幅広い視点を持って検討を進める庁外検討組織を設置いたしました。今年度は、4月25日に1回目の策定委員会を開催し、今後4回の委員会の開催を予定しているところであり、年度内の計画策定を目指しております。

私は、中心市街地活性化を踏まえた庁舎跡地利活用の検討が必要であると考えており、中心市街地のにぎわいづくりにつながるよう、多くの人が集まる機能を備えることが重要と考えております。このため、地元である小松地区の皆さんを初め、役場と隣接する中央公民館を拠点に活動をされておられる方々など、幅広い皆さんのご意見等を十分に踏まえた上で、検討を進めることとしております。

また、昨年3月には、小松地区地域振興協議会から現庁舎跡地に、地区交流センター建設の要望をいただいているほか、本年4月には、商工会から中心市街地にぎわい創出に寄与する複合施設建設の提案をいただいておりますので、これらの要望や提案を踏まえて検討を進めてまいります。

現在の検討状況といたしましては、現庁舎跡地の利活用の方向性を検討する場と整理した上で、平成26年度に実施した耐震診断をもとに、新庁舎の建設整備に取り組んだ経過を踏ま

えるとともに、かわにし未来ビジョンはもとより、国土利用計画や土地利用マスタープラン、都市計画マスタープラン、中心市街地活性化基本計画アクションプラン、公共施設等総合管理計画、新庁舎整備計画など、上位計画や関連する計画の考え方や、平成29年11月に実施した役場庁舎跡地に係るアンケート調査結果、さらには、中心市街地の活性化に寄与する施設機能の検討の中で、公共施設等の複合化の可能性を含めて、跡地利活用の方向性を協議、検討いただいております。

跡地利活用については、ハード整備の議論が先行しがちですが、何より大切なのは、これからのまちづくりに必要な人材育成、商工業活性化など、まちづくりが目指す方向を定めることが優先されるべきと考えております。そのためにも、幅広い皆さんからのご意見をお寄せいただきながら、住民ニーズを踏まえた利活用計画の検討を進め、町民のよりどころとなり、町の魅力が発信できる整備を目指してまいります。

なお、三菱鉛筆株式会社山形工場につきましては、移転は決定しているものの、現在の工場用地の取り扱いの方向性は示されておられません。

また、現在の庁舎跡地利活用の検討は、さきにお答えいたしましたとおり、現庁舎跡地の利活用の方向性を検討する場としておりますので、その検討は行っておりません。

次に、中心街形成に関する共通認識を持つためにはについてであります。小松地区は、本町の中心市街地として商業や観光、あるいは事業所など、各種機能が集積し、長い歴史の中で文化や伝統を育み、川西町の顔として、本町の振興発展に大きく寄与している地区であります。

平成27年に策定した中心市街地活性化基本計画アクションプランはもとより、かわにし未来ビジョンにおいても、中心市街地の活性化を主要施策に位置づけ、活力ある市街地づくりを推進していくこととしております。

この間の中心市街地のまちづくり計画の経過といたしましては、平成14年に川西町中心市街地活性化懇談会、平成15年に川西町中心市街地活性化基本計画策定委員会を設置し、本町の中心部について、魅力と活力ある中心市街地として、再構築を図るための市街地の整備改善及び商業等の活性化に向けた協議、検討を重ね、平成16年3月に川西町中心市街地活性化基本計画を策定いたしました。

この動きに合わせて商工会では、平成16年6月に商業タウン・マネジメント（TMO）計画策定委員会を設置、平成17年3月には川西TMO構想を策定されました。平成17年度から21年度までの5カ年間は、TMO組織を推進母体として駅前通りへのプランターの設置や

チャレンジショップの開設、スタンプラリーやこまつ市の開催など、民間レベルでの取り組みが推進されてまいりました。

その後、地域住民との協働による中心市街地の活性化を推進するため、平成26年2月に川西町中心市街地検討委員会を設置し、基本計画策定後10カ年における事業の進捗、評価、検証を踏まえるとともに、社会環境の変化や将来の予測、まちづくりの課題に対応した実効性のある行動計画として、平成27年5月に川西町中心市街地活性化基本計画アクションプランを策定しております。

この計画の計画期間は、平成27年度から、かわにし未来ビジョンの終期である令和7年度までの11カ年とし、未来ビジョンに掲げる施策等との連携を図りながら、中心市街地の活性化を目指した取り組みを推進しております。

検討に当たりましては、議員にも商工会の代表として参画いただいたところではありますが、中心市街地の地域の代表者を初め、地域づくりやまちづくり、観光振興、産業振興、教育や福祉に携わっておられる方々など、幅広い方々の参画を得ながら検討を行いました。委員会内における情報、意見交換はもとより、まちづくりアンケートの調査結果を踏まえた協議、検討を重ね、まちづくりの課題、方向性を計画に反映しております。

計画に計上した事業につきましては、庁内担当課において事業推進を図っているところですが、現在は、新庁舎の建設整備や総合戦略のリーディング・プロジェクトに掲げたメディカルタウン構想の具現化といったプロジェクトを重点的に推進している中にあるほか、財政的な課題はもとより、実行組織や人材確保、民間活力の活用などの課題が多く、計画の実効性を高めることが課題と認識しております。

ご質問いただきました今後の中心市街地の活性化に向けた検討のあり方につきましては、現時点では、さきにお答えした計画に基づく取り組みを推進している中にあり、喫緊に検討を要する課題も明確になっていない状況にあると認識しております。

今後、検討を要する課題が明確になった時点においては、今回ご提案いただきました内容を真摯に受けとめ、検討に活かしてまいりたいと考えておりますので、その際にはご協力をいただきますようお願いいたします。

以上、渡部秀一議員のご質問のお答えとさせていただきます。

○議長 渡部秀一君。

○3番 それでは、お伺いいたします。

川西町のホームページの中で、川西町役場跡地利活用計画策定委員会のところの資料では、



内部委員会というものが出てきますが、外部委員会というものがあの中で、その中で内部委員会の行っていることというのは、もし、外部委員会の中で決まりそうになることが、町の考えることに対してミスリードされたのかなといったときに、内部委員会の決定のほうを外部決定というか、計画のほうを外部委員会のほうに持って行って、そこでまた、内部委員会で考えたほうへとリードしていくのかなというふうな感じも受けますけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長 井上未来づくり課長。

○未来づくり課長 今回の川西町役場跡地利活用計画の策定に当たりましては、まず、町長がお答えいたしましたように、昨年10月31日になりますが、庁内の関係課の担当職員を委員といたしました役場内の庁内の検討組織、これをまず設置いたしております。

この庁内の検討組織の設置に向けましては、まずは外部の検討委員会も設置をしているところでございますが、その全体の協議に上げるべくさまざまな課題を、内部の中で情報を共有化し、そして検討した結果を、その後、外部の委員の皆様方のご意見などもいただきながら、ブラッシュアップを図っていくというようなイメージでおるところでございます。内部、外部それぞれの委員会がキャッチボールをしながら計画のブラッシュアップ、これを図っていきいたいというふうに考えているところでございます。

○議長 渡部秀一君。

○3番 今の話ですと、一応、外部委員会と内部委員会とのキャッチボールで成り立っているというお話でしたが、まだ2回しか開かれて、外部委員会のほうですが、内部のほうは5回ぐらい開かれたんですね。

その中で、最近ですけれども、外部委員会なさっている方とちょっと話したところで、どうなっているという話のときに、いや、こちらで、内部委員会でどういうものを話しているんだというふうなことを問いかけても、なかなかそれが出てこないというふうな現状だというふうに聞いてはおります。

あとそれから、最初に始まるころから、この場所には、一応、小松地区の交流センターがふさわしいんじゃないかというか、そういうふうな要望が多いということだということは内部委員会から出てきたけれども、最初からそれを言うんだったら、もう最初からのせていただいて、そして、そちらのほうも検討させていただけたらなというふうな委員の話でございました。

内部と外部のキャッチボールもよろしいんですが、やはり方向性というのも大切ですので、

両方で同じような方向を向いていかなければなどは思っておりますが、そのようなことについて何か対策とかはとっておられるのでしょうか。

○議長 井上未来づくり課長。

○未来づくり課長 先ほどもお答えさせていただいたとおりでございますが、まず最終的には外部委員会の中でこの計画の策定について、最終的なご判断なりをいただきたいというふうには私ども考えてございますが、その前提となります原案につきましては、内部委員会の中で課題等を整理しながら、お示しをしていく必要があるんだろうというふうに考えているところでございます。

1回目の外部委員会を開催した際には、外部委員の方々からもゼロからのスタート、外部の委員の方々の、それぞれのお考えを出し合って協議を進めるべきだといったご意見であるとか、また一方では、やっぱり町側の素案というものをいち早く示した上で、それをもとに検討していくべきだといった意見であったり、さまざまなご意見をいただいております。

そのご意見に対しましては、今回の先ほどお答えした内部委員会、外部委員会の関係性などをこちらのほうでご説明をさせていただき、現時点におきましては、外部委員会で頂戴いたしましたご意見なども踏まえながら、内部委員会の中で、その素案となるべきものを検討を進めているといった状況にございます。

○議長 渡部秀一君。

○3番 そうすると、委員会のほうは、まず、うまくいっているというふうな感じで受け取ってよろしいのでしょうかと思うんですけれども、まだまだ気になる点がちょっとあるので、質問を続けさせていただきます。

第2回の委員会のほうでは、中央公民館が建てかえをしないで、その機能をほかに移すというようなことが話がなされているようですが、その中で、中央公民館の利用状況というのがその資料の中についていたので、これを見ますと、町で使っているのが約54.25%で、ほか45.75%ですか、大体半々だということに書いてありますので、だからといって、そこに中央公民館が要らないという話にはならないのではないかなと思ってお聞きしたいのですが、中央公民館の機能というのは必要だと思うんですけれども、それをいかにどのようにということを考えていらっしゃるのか、その辺をちょっと聞きたいと思います。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 中央公民館の位置づけということになるわけですが、この役場庁舎、中央公民館も耐震性がないという判断が出た、これは利用者の安全確保を図らなきゃいけないという

ふうに思っておりますので、除却をするということになると思います。

その上での跡地利用ということになるわけでありまして、川西町は、大きな投資としてフレンドリープラザを開設しているわけでありまして、また同じ建屋を、この中央公民館というものが必要かどうかということで、前回といたしますか、前の議員の皆さんの中でもお話しさせていただきましたけれども、議会からもいろいろいただきましたが、中央公民館的な役割はフレンドリープラザ、もしくは交流センターの中で複合的なもので解消できるのではないのかというようなことで、交流センター、また中央公民館、そういうことではないだろうというふうに私自身も思っているところであります。

社会教育団体で利用されている皆さんもいらっしゃいますから、そういった皆さんの利用実態などを十分把握しながら、建屋の規模、利活用する利便性、こういったものを今後調査していくというふうに、内部の中でも外部の中でも、その情報提供をさせていただくということをございまして、あくまでも社会教育団体などが活用できるスペースを確保できればいいのかなというふうに考えておりますので、ご理解賜りたいと思います。

○議長 渡部秀一君。

○3番 それでは、中央公民館のことは大体、納得はしていないんですけれども、その話はあとで、もう一度まとめさせていただきますけれども、今度ここを移転する役場なんですけれども、役場の来庁者数ですけれども、訪れる人の数ですけれども、それというのはカウントされていますか。

○議長 遠藤政策推進課長。

○政策推進課長 私のほうからお答えさせていただきます。

新庁舎の整備基本計画を策定する際に、来庁者ということでいろいろ調べさせていただいて、それで平均値を出させていただいております。1日当たり49名というような一つの基準を考えて、駐車スペースなど、あとは1階のフロア、町民のサービスのフロア、そういったものを考えております。

以上です。

○議長 渡部秀一君。

○3番 1日49名ですね。

平均ですね。ということは、月として20日間、大体1,000人ぐらい、年間1万2,000。

結局、その人の動きと車の動きというものが、今度は駅東の美女木のあちらのほうに行くわけですけれども、そうすると、その人の動きというのがこの辺にはなくなるわけです。そ

こに、先ほど話した中央公民館を利用する人、その一応半数は別な、結局、役場で使うのではなくて、民間で使っている人がいっしょにならなくなるということで、その動きもなくなるわけですから、町の中としてはかなり閑散とするかなというふうな気もしておるんですけども、その辺なんかも、委員会の中でもんでいただけるということをお願いしたいんですが、いかがでしょうか。

○議長 井上未来づくり課長。

○未来づくり課長 先ほど、町長のほうから答弁があったところでございますが、今回の跡地利活用につきましては、中心市街地の活性化、これを踏まえた跡地利用計画の策定を、私ども指示を受けているところでございます。

そういった意味で、確かにこの跡地利用となりますと、現役場庁舎、そしてまた中央公民館等の除却ということが前提ということになるわけでございますが、そういったことも踏まえつつ、ただいま小松地区の交流センターというお話も出てまいりましたが、より人が集い、にぎわいのある場とするには、どういった機能が必要なのかといった方向性を持ちながら、今、検討を進めていただいているところでございますので、そういった検討を経て、結果として人の流れというのが新しく生まれることを私どもも踏まえつつ、検討を進めていきたいというふうに考えてございます。

○議長 渡部秀一君。

○3番 では、委員会のほうでもその辺を、やはり人の流れは大切ですから、ぜひ考えていただいて、よりよいものということでやっていただきたいなと思います。

続きまして、②の中心市街形成に関する共通認識についてということなんですけれども、結局、共通認識を持っていただくというのは、まちづくりをする人たちなんですけれども、特に今回は、委員会の人たちもそれに含まれると思います。

しかし、その中である程度勉強された方、それからまちづくり委員として一般のほうから来られた方が、レベル的に上とか下じゃなくて、どちらも同じだと思っても、やはり向いている方向性が違うものですから、その辺を、やっぱりある程度同じような方向を向いて、そして、やっていただかなければいけないなと思っております。特にこれは大きい事業ですから、私はそういうものを求めております。

ということで、やはりそれを同じように同じ方向に持っていくには、私は専門家の講習とか調査とか必要だと思っておりますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 検討委員会の中で、今年度中に取りまとめをしていくのは、この跡地利用の構想を議論していただくと。どのようなものが必要で、そのためにはどんな施設が必要なのかというようなことで、それを、にぎわいを創出するというためには何が必要かということで、次のレベルでは基本計画、そして実施設計というふうな形に入っていくわけでありまして、基本構想というのは、大体のイメージを今年度中に取りまとめていただくということの作業になるのかなというふうに考えております。

それをより具体的に、例えば使い勝手のいいものとか、人が集まるような場所とか、何をしていたらいいのかというのは、私、今いろいろ地域づくりの中で出てくるんですが、プラットフォームという言い方をして、いろんなこの地域にかかわっている人たちがみんなで議論を重ねて、そして、これがあつたらいいなというだけではなくて、それに対して、例えば財政的にはどうなのかという議論も当然出てきます。そういったもののぶつかり合いの中で、本当にここの地区で必要なもの、皆さんに喜んでもらえるものをどうやって建設していくのかということで、基本計画というのはまとまっていくんだろうと思います。

その段階の中では、さまざまな知見を持っている方にも参画いただくようなことは当然必要だと思いますが、最初からデザイン会社に丸投げするとか、そういったことは私自身は考えていなくて、そういったいろんな知見を持っている方々に参画いただけるような、方にも当然ご指導いただくような機会をつくっていかなくちゃいけないんだろうと思うんですが、最初からありきではなくて、まずここに住んでいる人たちが参加しやすい、議論しやすい環境を整えていくということを前提にしながら、前に進めていきたいと考えております。

○議長 渡部秀一君。

○3番 今の町長のおっしゃることは、本当にそのとおりだと思いますけれども、ただ、この地域だけで集まって話をしたのでは、ほかのところで本当にいいことをやったという、結局、結果を出しているコンサルもいるわけですから、そういうコンサルの話を聞きながらも、ちょっとしたものを見つけていくのもいいのかなと思っております。

特に、財政的な問題も、今、出ましたけれども、そのお金をかけるかかけないかで、町の将来がある程度決まるんだということだったら、やはり、そこはかけてもらいたいなという気はいたしますし、しかも、コンサル会社に丸投げとかそんなことは一切考えていなくて、そこからの講師派遣とか、それから調査して、ここはこうしたらいいんじゃないかと、デザインのなところを見てもらって、町ではこう考えているんだというところに、いろんな指摘をしてもらおうというのもこれも方法かなと考えておるんですけれども、その辺はいかがでし

ようか。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 現在、進めておりますメディカルタウン構想の中でも、さまざまな業務支援をして、また提案もいただいたりしながら、民間のベースの中で事業が進むところ、そしてまた、町がそれをサポートすることとか、かなり整理もされているところであります。

議員がおっしゃられるように、さまざまな経験を持たれている事業者さんもたくさんいらっしゃるわけですから、そういったものを大いに活用していくというのは、当然我々としても大事なことだというふうに捉えております。

今、確約するわけではないんですが、そういった外部的な知見をやはりこの町にも投入していくということも大切な視点というふうに受けとめておりますので、今後の事業の進捗に当たっては、ご意見を十分尊重させていただきたいと思っております。

私自身が一番、小松地区の中で議論を重ねていただきたいのは、ほかの玉庭の話でも吉島の話でも、いろんなどころでそれぞれの地区を何とかしたいということで頑張っておられます。ですから、小松地区の皆さんも自分の我が事として、どういったものが必要なのかということ、さらににぎわいを創出するには、お諏訪様のお祭りと同じように、やっぱりみんなで盛り上げていく、地域全体で盛り上げていくということが大きなテーマになりますので、ぜひご支援賜りたいなと思っております。

○議長 渡部秀一君。

○3番 ありがとうございます。ぜひ私もまちづくりを勉強したいので、ぜひそういう機会を設けていただけたらなと思っております。

あと、回答のほうにもありますけれども、これからまちづくりに必要な人材の育成ということで、再三申し上げるように、やはり皆さんをある程度同じ土俵に上げていただいて、そこで考えていただけないか。方向性のある程度のものに、結局、向きが違わないように、だから、とにかく委員会も町も両輪でその目標に向かって進んでいていただいて、そして中心街、本当に今寂れておりますので、どうにかそれを盛り上げようなんてぜひいたくなくは申しません。まず、これ以上悪くならないように、ぜひ皆さんで知恵を出し合っていていただきたいなと思っております。

これで、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 渡部秀一君の一般質問は終了いたしました。

ここで休憩いたします。

再開時刻を午後 2 時30分とします。

(午後 2 時 1 2 分)

---

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2 時 3 0 分)

---

○議長 第 5 順位の伊藤寿郎君は質問席にお着きください。

7 番伊藤寿郎君。

第 5 順位、伊藤寿郎君。

(7 番 伊藤寿郎君 登壇)

○7 番 議長宛てに全文通告したとおり、壇上での質問を行います。

本日、5 番手の伊藤寿郎でございます。どうかよろしく申し上げます。

初めに、大項目 1 つ目に、登下校時の子供の安全対策について伺います。

登下校時の子供の安全対策について質問いたします。

子供の安全対策については、学校における侵入者への対応など、かなり以前に比較すると嚴重になってきているものもありますが、登下校時の対策というのは難しく、報道であったように、先日の神奈川県川崎市で起きた小学生への死傷事件のように、子供が狙われる事件も発生しております。

見守りを装った犯罪などの報道もあり、住民の善意に頼るだけでは十分ではなく、体系的に防犯のレベルを上げていく、プライバシーに配慮しながらも監視のレベルを上げていくといった方法しかないのではないかと考えます。

防犯カメラの設置、見守り隊の登録と登録証明カードの交付、警察による登下校時の巡回の強化など、多くの対策が考えられると思いますが、どのような対策を実施しているのかを伺います。

次に、通学路の安全対策について伺います。

通学路の危険箇所を確認しますと、町内でも相当数の改善や修繕が必要とされております。私もこのうち、吉島小学校の洲島付近を確認してまいりましたが、歩道もなく、児童と車の間隔は 1 メートルもない状況で、いつ事故が発生してもおかしくない状況でありました。

早急な対策が必要であります。しかし、ガードレールを設置するためには、道路の拡幅が必要とされるような場所もあり、そうなりますと、多額の費用と時間がかかることが容易に

予想されます。

計画的に予算をつけて、道路構造を安全なものにすると同時に、即効性のある警察による交通取り締まりの重点的強化、また、保護者やボランティアによる注意喚起や指導などを行うことも必要だと思いますが、既にそのような要請や体制整備を行っているかどうか伺います。

次に、昨今、高齢ドライバーが、集団登校中の児童の列に突っ込むという痛ましい事故も増加しております。ハード面、ソフト面を強化し、これ以上の悲劇が出ないように、早急の対策と整備を町長はどのように考えられているか伺います。

続きまして、大項目2つ目に、6次産業を核に地域循環型経済の確立について伺います。

3月22日、川西町議会3月定例会において、29年度検証評価報告書が手渡されたのは記憶に新しい。政策提言検証の一つに、「6次産業を核とした地域循環型経済の確立を」を提言したが、今後の展開を町長に伺います。

1つ目は、加工品の開発による付加価値の高い新商品の開発について提言し、町では、6次産業化支援事業を創設し、37件の支援を行った。森のマルシェを拠点とし、情報提供や販路拡大を期待するが、起業、操業後の現況と今後の展開についてお聞きします。

2つ目は、森のマルシェ、川西ダリヤ園、パークゴルフ場との連携により、町内の回遊型観光による交流人口の促進が、もう一步という声を耳にする。今後どのように工夫を考えておられるか伺います。

3つ目は、ことし5回目を迎える豆の展示会について伺います。

豆を契機をとして地域資源を利用し、川西ファンを年々ふやすイベントが、今後、移住定住にどう結びつくか、どのような効果につながるかを明示すべき時期と考えるが、町長のお考えを伺います。

以上、私からの壇上からの質問を終わります。

○議長 町長原田俊二君。

(町長 原田俊二君 登壇)

○町長 伊藤寿郎議員のご質問にお答えいたします。

初めに、登下校時の子供の安全対策について、防犯、監視のレベルをどのように上げていくかについてであります。本町では、地域とのつながりの中で子供たちの安全を見守るため、さまざまな取り組みが行われております。

現在、全ての小・中学校をコミュニティスクールに指定しており、これに伴い各学校にお



いて学校運営協議会が設置され、学校運営に地域の方々の参加、協力をいただいております。登下校時の見守り活動についても話題となり、スクールガード、青パト、見守り隊などの活動の連携が図られております。

昨年5月の新潟市における事件を受け、各小学校で危険箇所を点検、抽出し、9月に米沢警察署生活安全課、住民生活課、教育委員会、当該小学校の教職員や保護者により、防犯目線で通学路の緊急安全点検を実施しております。

この点検を受け、スクールガードなどによる見守り、防犯パトロール、警察官によるパトロール、子ども110番の取り組みなどをそれぞれ強化するとともに、空き家、空き地等の管理の徹底等にも取り組んでおります。地域の中で、このような活動が目に見える形で展開されていることで、犯罪の抑止力にもなっているものと考えております。

また、子供にかかわる重大な事件が発生したり、不審者の情報等があった場合は、学校では状況に応じて集団登下校を行い、通学路に教職員を配置するなど、子供たちの見守り体制の強化などに努めております。さらに、学校メールや防災行政無線で情報提供を行うなど、保護者や地域の方々に周知するとともに、協力を仰いでおります。一方、防犯等安全対策は広域的な課題でありますので、近隣市町や関係機関と連携した取り組みを強化してまいります。

以上、さまざまな対策を講じているところでありますが、今後とも地域の方々や関係機関とのつながりを大切にし、子供たちの安全を確保してまいりたいと考えております。

次に、高齢、認知症ドライバーとの安全対策は大丈夫かについてであります。川西町内の平成30年中に発生した交通事故は53件で、前年より4件減っており、そのうち認知症機能検査を受けなければならない75歳以上の高齢ドライバーの事故は5件で、前年より1件減り、交通死亡事故ゼロも5月末日で650日となっております。

県内においても交通死亡事故が占める高齢者の割合は増加し、高齢運転者による交通死亡事故が相次いで発生しております。本町では、交通安全、交通事故防止の啓発及び情報の共有を図ることを目的に、米沢警察署や各交通安全の関係団体、小・中学校等関係機関の31名の委員で構成された川西町交通安全推進協議会を設置しており、川西町老人クラブ連合会や社会福祉協議会の会長にも委員として参画いただき、高齢者の事故防止の啓発活動を行っております。

その他にも、交通安全指導員による高齢者交通安全教室を各地区の要請に応じて開催し、交通安全の基礎や事故防止の注意点等の指導を行っており、昨年度は10回開催し、240名に

参加をいただきました。

また、交通安全母の会では毎年高齢者世帯を訪問し、高齢者に対し交通安全の啓蒙啓発を行っているほか、世代間交流交通安全教室を開催し、高齢者の交通安全、交通事故防止に努めていただいております。そのほか、毎年1月には、各地区の交流センターを中心に交通安全集会が開催され、交通安全意識の高揚、交通ルールの遵守と正しいマナーの実践等を再認識していただいております。

一方、平成30年4月より、自主的に運転免許証を返納された町民の方に対し、移動手段等の経費への支援を行っております。平成30年度の実績は96名と、当初の予想の2倍を超える町民の皆様が申請をされ、今年度はこれまで12名の方が申請されました。

本事業の周知については、米沢警察署や山形県総合交通安全センターで自主返納の手続を行った方に対して、本事業のチラシの手渡しを依頼しており、加えて、町報、町ホームページ、フェイスブックに記事を掲載しております。さらに、住民生活課窓口には運転免許証自主返納の申請に来られた方に対し、デマンド交通の利用案内を行っております。

本町では、町民一丸となって交通安全に取り組んでおり、マスコミ等で報道されるような高齢者の重大な事故は発生しておりませんが、今後も家庭や地域での交通安全の話し合いを深め、高齢者の事故防止に努めてまいります。

次に、6次産業を核に地域循環型経済の確立について、6次産業支援事業の現況と今後の展開についてであります。当事業の実施状況としては、本町の6次産業化の推進を図るため、平成24年度に6次産業化支援事業を創設し、平成30年度の支援件数5件を加え、合計42件の支援を行ってまいりました。

そのうち起業に伴う支援については、加工所、店舗整備、機器、設備導入などに対する事業活用により、農業者によるパン類製造、菓子類製造、ソース等の製造、そば類の製造など農産物生産から、加工、出荷まで取り組みは計7件あり、事業目的に沿った効果が上がっております。

起業時の課題として、安定した販路が確保できず、不安定な経営を招くケースがありましたが、平成28年度のかわにし森のマルシェ開店以降は、同施設への開発商品の出荷環境が整ったことで販路が確保され、森のマルシェによる積極的なPRにより売り上げも安定し、起業後の経営安定につながっております。

今後についても、引き続き付加価値の高い新商品の開発を支援していくとともに、森のマルシェと連携した情報発信及び販路開拓に注力してまいります。また、安定した商品供給を

可能とする生産力の向上に向けた取り組みに対しても支援を行いながら、本町における6次産業の確立に努めてまいりたいと考えております。

次に、地域資源の活用による交流促進についてであります。町内の中心に位置するかわにし森のマルシェと、観光の拠点である川西ダリヤ園及び川西ダリヤパークゴルフ場との連携については、観光パンフレットや道路案内マップの配布によって、来町者に対する情報提供を行いながら、回遊しやすい環境を提供しているところであります。

また、ダリヤ球根販売やダリヤ栽培講習会の開催場所をかわにし森のマルシェにするなど、施設間の連携強化や、町ホームページ及びフェイスブック、観光協会ツイッター、グーグル等のSNSを活用しながら、若い方々も含め幅広い年齢層に向けた情報発信を行い、本町の地域資源や魅力の積極的なPRに努めているところであります。

その結果、かわにし森のマルシェの平成30年度の来店者数は、ダリヤ園開園期間中の8月から10月までは、他の月と比較しても1,000人以上多く、その効果があらわれております。また、新潟、宮城、福島県等の隣県ナンバーの車も多数見受けられ、町内回遊も定着してきているものと考えております。

さらに、今年度は新たに東北中央道の南陽高島ー山形上山インターチェンジ間が開通し、本町までのアクセス環境が改善され、さらなる交流が生まれるものと期待しております。今後は、北関東や埼玉県などへのアプローチも重要となってまいりますので、ポスターやパンフレットの重点配布やメディア等の協力を強めるとともに、町内における誘導表示等の配置を工夫しながら交流環境の充実を図ってまいります。

今後も、新たな資源の掘り起こしと、さらに個々の魅力を高めるためにブラッシュアップを継続しながら、町内の事業者とも連携し、町内の周遊を促す取り組みを強化してまいります。

次に、豆の展示会による都市との交流をどう展開するかについてであります。かわにし未来ビジョン及びまち・ひと・しごと総合戦略では、人口減少社会の克服を課題と捉え、多様な交流事業を通じて川西ファンをふやし、関係人口の拡大、移住・定住の推進を施策に掲げております。

本町の交流事業としては、本町出身者で組織する東京川西会への支援、ふるさと交流大使や親善大使、全国川西会議や東京都町田市などとの自治体交流を行っているほか、各地区交流センターややまがた里の暮らし推進機構により、都市部との交流事業などが取り組まれております。

さて、山形かわにし豆の展示会は、やまがた里の暮らし推進機構と共催し、町内で生産される多種多様な豆を切り口に、都市部住民と町民との交流を通して、食文化や伝統文化を伝える展示会として、東京都台東区上野桜木あたりを会場に平成27年度から開催し、ことして5回目を迎える予定であります。

豆の展示会は、本町の食、文化、暮らし、人情味など、町のありのままの姿を紹介するスタイルにこだわり、出店する生産者には、都市住民との対面交流を通して商品価値を知り、改良や販路拡大、人的交流につなげるきっかけづくり、チャレンジの場であることを意識することにより、積極的に前向きなPR活動が展開されております。

来場者の状況は、平成27年度は1,700名、平成28年度には2,500名、平成29年度は5,600名、昨年度は4,300名であり、毎年参加されるリピーターもふえてきており、関心や認知度も高まりつつあると考えております。

これまで豆の展示会を契機とした実績では、参加された方それぞれの交流の広がりのもとより、町と地域全体のつながり、店舗等事業者と生産者がつながり農産物の提供、特産の紅大豆が大手食品メーカーと取り引きされ、全国流通の商品化となった事例のほか、他の大手食品メーカーによる紅大豆の通販商品の開発や広報PR、その消費者が本町を訪問し、体験交流を行う観光商品化、さらには東京都北区の行政関係者の来場をきっかけに交流が始まり、新たなPR会場の紹介に結びつき、より効果的で魅力あるイベントに参加するなど、人のつながりによって多様な波及効果が生まれてきております。

また、豆の展示会で本町への関心が高まり、本町に来訪される方や移住された方もおられます。平成28年4月に東京都から地域おこし協力隊としてご家族が移住されましたが、その始まりは、新幹線の車内情報誌に掲載された「豆のあるまち」がきっかけであり、豆への関心から展示会に来場され、会場の雰囲気に関心を感じられたとお聞きしております。その翌週には東京都での新農業人フェア、その翌月には移住交流地域おこしフェアの本町ブースに来訪され、農業研修制度と本町への関心を大きく抱かれ、さらにその週末には本町の大人のインターンシップに参加されました。厳しい雪国での生活や食、文化、町民との交流を通してありのままの川西町を知り、農業での暮らしと移住の決意に結びついたと伺っております。

このように豆の展示会は、都市部住民と町民との交流、触れ合いによって町の魅力を伝え、その延長として地域経済への波及が期待される有益な機会と捉えております。

今後も本町の魅力を発信し、来町を促し、体感いただく機会の受け皿づくりを進めながら、

町との関係人口の拡大を図り、移住定住に結びつく取り組みを推進してまいりたいと考えております。

以上、伊藤寿郎議員のご質問のお答えとさせていただきます。

○議長 教育長小野庄士君。

○教育長 次に、私から、通学路の安全対策は大丈夫かのご質問についてお答えします。

通学路の安全を確保することは、児童・生徒が安心して学習する上で当然のことであり、登下校中の事故は決してあってはならないと認識しております。

そのため、各小学校では児童の通学路について、各道路管理者、警察、学校、教育委員会の関係者等が状況を確認し、安全のために必要な措置を実現させるために合同点検を行っております。対応が必要と判断されたところについては、各機関において順次改善が図られております。

対応の一例ですが、道路拡幅による歩道設置が行われたり、冬場の除雪を考慮し、道路拡幅とともにグリーンベルトが設置されたり、歩道整備や防雪柵が設置されたりしております。また、ハード対策のみならず、危険箇所付近の速度制限を下げる取り組み、速度取り締まりを強化するといったソフト対策も行われております。

学校では、交通安全教育や危険箇所に合わせた交通安全指導を行っており、交通ルールや自転車の正しい乗り方、登下校時の安全をみずから確保するなどの交通安全と事故防止対策を指導しております。

そのほか、道路の危険箇所については、児童・生徒や保護者からお聞きした箇所を教員が確認し、状況把握に努めております。さらに、把握された危険箇所は点検だけでなく、安全マップに記載し、児童・生徒はもちろん、保護者や地域住民に対し注意喚起を行っております。

危険箇所を地図に示して見える化をすることで、子供たち自身が危険を予測する力や危険回避能力を身につけるようにし、児童・生徒の通学路での安全確保を図っておりますが、環境整備との両面から、今後とも子供たちが安全に登下校できるよう努めてまいります。

以上、伊藤寿郎議員のご質問のお答えとさせていただきます。

○議長 伊藤寿郎君。

○7番 私から、町長の答弁書に基づいてちょっとお尋ねしたい点が何点かございます。

1点目は、見守り隊などの活動の連携が図られているということで、7行目あたりなんですけれども、本当に地区の皆様のご協力をいただいて、ここもう何十年と、うちの息子もそ

うでしたし、見守り隊の方、地区の方、警察、いろんな協力団体の機関の方が連携されて見守りをされているわけですが、昨年度の東沢小学校、そして高山小学校の学区再編に当たって、その見守り隊の方々が、例えば、何というんですか、地区が変わったわけじゃないですか、通学路的にも。そのあたりでは、見守り隊の方々とか青パトの方々の、そういった問題は特段なかったようには思われますけれども、何か問題とかはなかったものでしょうか、お聞きしたいと思います。

○議長 教育長小野庄士君。

○教育長 私からお答え申し上げたいと思います。

実は、先ほど、町長の答弁の中にもありましたが、各小学校においてはコミュニティスクールに入っただきまして、その中には学校運営協議会というのがございます。その学校運営協議会という一つの組織であります。その委員にはそれぞれの地区から代表の方々、それぞれの団体の長でありますけれども、先ほどまちづくりではありましたけれども、プラットフォームのようなことをつくりまして、その中でさまざまな議論がなされています。

その中で、子供たちの登下校についても何度となく話されておりまして、それぞれの課題について解決しながら、スムーズに登下校がなされていたということでもありますし、学校サイドでも、特に東沢小学校と高山小学校については、スクールバスに朝から最初から乗ったりして、いろいろさまざまな登下校についての指導をしたというふうな経緯もございます。

○議長 伊藤寿郎君。

○7番 特段問題がなかったということです。本当によかったと思います。

また、この見守り隊をされている方は、本日、来られている方もそうですし、議員の中でも見守り隊をこの何年と、地区のために、子供たちのために尽力されていることに改めて感謝申し上げたいと思います。

続きまして、答弁書の下の方になりますけれども、学校メールや防災行政無線で情報提供を行うということがございます。

この防災行政無線は、子供たちが早朝に登校したりとか夕暮れに帰られるわけですが、防災行政無線は、早朝もしくは夜、もしくは24時間の発信はされるのかどうか確認したいと思います。

○議長 鈴木総務課長。

○総務課長 防災行政無線での登下校の安全の注意喚起については、町内では中郡地区で行われております。

ご質問、防災行政無線、時間的な制約があるのかなのかということですが、今の学校の登下校の見守りは、その登下校の時間に応じた時間が一番適切なわけでございます。本来、防災行政無線でございますので、災害等の発生が予見される場合には、いち早くその情報を住民の方にお知らせすることとなりますので、24時間体制で放送をすることが可能でございます。

○議長 伊藤寿郎君。

○7番 中郡地区だけとお聞きしますけれども、この横展開があるのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長 鈴木総務課長。

○総務課長 ただいま申し上げました中郡地区の部分につきましては、昨年度、中郡地区交流センターからの要請がございまして、防災行政無線の使用が可能か否かということで、それは可能でございますということでお答え申し上げました。

その際に、中郡地区以外の各地区のほうにも、中郡地区でこのようなお話がございます。ほかの地区のほうでは、同様な対応についていかがでしょうかということをお照会申し上げましたところ、残念ながらと申しますか、中郡地区以外では、そこまではまだ考えないという答えでございましたので、実質的には中郡だけの今対応となっております。

○議長 伊藤寿郎君。

○7番 そういういい事例はなるべく横展開で、全町を挙げてやっていただきたいものだと強く思いますし、防災行政無線についてですけれども、我々の、僕の吉島の末端の尾長島にいますと、もう本当に聞こえてきませんし、定例会があるたびに防災無線の話が出ますと、やっぱりもう少しスピーカーの台数だったりとか、基地をもう少しふやすべきだということをよく議論されたりとか要望されているわけですが、今後の予定をもう一度確認したいと思います。

○議長 伊藤君に申し上げます。

関連外でありますので、別な機会をお願いします。

伊藤寿郎君。

○7番 大変失礼いたしました。続きまして、①の防犯監視レベルの件で、町長の答弁の中では、学校内の対応も余り深くは答弁されていなかったんですけども、防犯の対応について、各学校の防犯対策を伺いたいと思います。

文部科学省の学校安全の推進に関する計画に係る取組状況調査では、通報のシステムとし

て、先ほどの防犯無線もございましたけれども、1番に警備会社との連絡をとるシステムを73%とっております。2番目に防犯ベル、ブザーを47%、3番目に校内の緊急通話システム37.6、4番目に警察との連絡システムを35%ということで、その4項目が挙げられていますけれども、今、防災無線と学校メールの対応だけで、町内の小・中学校は賄われているようですけれども、これが地元、置農だったり高校生だったり幼稚園だったり、ましては、小・中の通報システムがこの2つだけで対応されているようですが、今後こういった新しい通報システムを取り入れる予定があるかどうかをお尋ねしたいと思います。

○議長 淀野教育総務課長。

○教育総務課長 私のほうから、今のご質問についてお答えしたいと思います。

学校では、学校安全マニュアルという文科省の示しているマニュアルに従って、毎年、年度初めに学校経営の計画をつくります。その中に必ず、安全対策についての項目が盛り込まれておりまして、非常時については、さまざま交通安全、それから地震、それから気象状況、さまざまな問題についての対応が事細かに書かれています。

その中で、その問題が発生する前の対応、それから発生した場合の対応、その後の対応等について記載されており、今ご質問の、どういうふうな連絡体制というのについては、それぞれの場合に応じて、例えば教育委員会、あるいは警察、保護者、それ以外の方々、PTAとか、そういったものについての連絡先のほう、やりとりの図が書かれていて、そういった形で対応がされています。

それで、今お話のあった防犯ベルであったりとか警備会社への対応については、今のところそういう取り組みはしておりませんで、まずもって、今やられている先ほど申しました非常時の連絡体制を確認しながら、その場その場で対応しているというか、そういう状況で対応している状況でございます。

○議長 伊藤寿郎君。

○7番 ありがとうございます。その同じ観点で、通報システムのほかに防犯と監視のことを考えますと、学校に警備員さんを置いている公立の学校はあったとしても、警備員がいるような学校は町内にはございませんけれども、防犯上、安全を守るために、学校内ではどういった防犯の対策をされているかという、先ほどの文科省のほうの調査に基づいて、1位がさすまたが85%、2位が笛つきの名札、3位が催涙スプレー、あとはネットだったりつえだったりとかということで、さすまたの85%というのは、もうほとんど10%ぐらいで、そういったさすまたを学校では準備されて、防犯をされているというふうな文科省の調査だったんで



すけれども、学校の防犯対策というのは、わかる範囲でどういうふうになっているか教えていただきたいと思います。

○議長 淀野教育総務課長。

○教育総務課長 今、議員からお話がありましたさすまたについては、全ての小・中学校に配置しております。

それから、先ほど申しましたように、防犯対策については不審者対応というのも入っております。不審者に対する対応については、教職員の対応、それから児童・生徒の対応というのがあります。それについては、毎年年度初めごろに各小・中学校で専門家をお呼びして、その対応について指導を受けたりして、もし、万が一のことがあったら、それに対応するような体制をとっているところです。

○議長 伊藤寿郎君。

○7番 さすまたがあるというのは初めて知りました。ありがとうございます。今回の神奈川県川崎市の事故に関しては、こんな今までにないというか、考えられないような事件、事故が起きたわけでして、これは絶対あってはならないそういう出来事で、二度とあってはならないことでありますので、町民挙げて、町民の皆様で、未来ある子供たちを守らなくちゃいけないという思いで、今回質問させていただいたところでした。ありがとうございます。

続きまして、先ほど教育長に答弁いただきました内容について、もう一度再質問したいと思います。

文言の中に、5行目に、安全のための必要な措置を実現するための合同点検を行うと。行った後に、対応が必要と判断されたところは、順次改善が図られておりますとございます。これは、各4月に地区から上がった要望だったり、小・中学校から上がったり、PTAから上がったりとか、さまざまな地区からのご要望の中の一つには必ず、私この4年間、要望をいただいたときに必ず入っておりましたし、交通安全の立哨をしたときに、「このガードレール、何で直してくれないんだ」というふうな親御さんとか、PTAの立哨されている方々から、「いや、多分順番があるんでしょう」ということの多分答弁が、順次改善が図られておりますという意味だと思いますけれども、順次改善になる順次という定義は、要望の数だったりとか人数の数だったりとか、そういう優先度みたいなもの、何か定義というのはあるんでしょうか、お聞きしたいと思います。

○議長 吉田地域整備課長。

○地域整備課長 伊藤議員のご質問にお答えさせていただきます。

議員ご指摘のような判断の基準はありません。危険の度合いで私どもは判断しておりますので、順次といいますと、全てというわけではないんですけれども、危険きわまりないところから対応しているというふうにご理解いただきたいと思います。

○議長 伊藤寿郎君。

○7番 その限られた予算の中で、順次改善が図られるということですが、今回の事件も、事故も二度と繰り返さないようなことで、町の方々には何とかご配慮をいただきたいものだと思います。

続きまして、先ほどの教育長の答弁の中に、後半のほうで、危険箇所は点検だけではなく、安全マップに記載して注意喚起を行っておるということで、この安全マップについてお尋ねしたいと思います。

安全マップの周知方法と安全マップについて、ちょっとご紹介というか詳しく教えていただきたいんですけれども、よろしいでしょうか。

○議長 淀野教育総務課長。

○教育総務課長 安全マップについては、各小学校で取り組みは若干違うのですが、先ほど申しましたように、子供たちの通学路のところで安全指導が必要、あるいは安全に過ごしていただきたいというようなところについては、きょう、ちょっとお持ちしているのは、これ、吉島地区の安全マップなんですけど、このような形で道路と、その中で安全なポイント、それから子ども110番ということで、もし何かあったときにそこへ助けを求める家とか、こういったものをつくって、これを子供たちに持たせる、それから保護者の方に配布するという方法が一つと、それから、学校によっては、子供たちに安全マップをつくってもらって、ここが危ないよということを子供たちに話し合ってもらっているなんていう学校もあるようです。ですので、対応については少しばらばらですが、全ての学校でこういったものがつくられているようです。

○議長 伊藤寿郎君。

○7番 ありがとうございます。課長、今、吉島のマップ、僕見ましたけれども、ほかの6地区も同じようなマップがあるということでよろしいんですか。

○議長 淀野教育総務課長。

○教育総務課長 先ほど申しましたように、マップについては、子供たちにつくってもらって、学校に掲示しているというマップもございますので、このような形になっているかまで、ちょっと全部調べてこなかったんですが、ただ、各小学校ではマップをつくって危険箇所の把

握、あるいは子供たちの周知というものをやっているというのはございます。

○議長 伊藤寿郎君。

○7番 子供たちがつくって子供たちが危険だなというのが多分一番だと思いますし、子供たちが、もうここは気をつけようというふうに周知されるのは大変いいことだと思いますけれども、その家族というか親御さんはこのマップを、僕はその吉島地区のマップも見えていますし、自分の子供らが通っているときに、ここの交差点とここの川の近くとここは危ないよというマップは、うろ覚えに見ておりますけれども、今の地区の方々は、そのマップを見たことがないという親御さんが多いようではございますけれども、そういった周知はされているかどうか、それをお聞きしたいと思います。

○議長 淀野教育総務課長。

○教育総務課長 周知の方法についてはちょっとお調べできませんでしたが、まずもって、このマップをつくる際の危険箇所の把握です。そのときには、必ずその保護者の方から情報をいただくという取り組みを行っているところです。

その上で、この危険箇所について必要なところについては、先ほどのいろんな関係団体の方などと現場を見る、それから、まずは教職員が確認をするという作業を行っております。それで、その上で、周知すべきものについては周知されているというふうに考えているところです。

○議長 伊藤寿郎君。

○7番 ありがとうございます。やはり子供さんも親御さんも、本当に最近の何日間の事件を見ますと、親御さんも大分心配なされていると思いますので、皆様に周知されるような周知徹底をお願いしたいとともに、町のホームページで見られるような、これからの展開があるかどうかお聞きしたいと思います。

○議長 淀野教育総務課長。

○教育総務課長 ただいまの点については、私どものほうでマップを載せておりませんでしたので、そういったことについては教育委員会のほうの担当でありますから、早速ホームページのほうにも、マップについては載せるようにしたいというように思います。

○議長 伊藤寿郎君。

○7番 ありがとうございます。やはり子供たちの目線で、通学路が安心・安全というのも本当に大切ですが、親御さん、周りの地区の方々、町民の方々が、きちんとそういった危険箇所を確認、周知徹底するのは当然のようなこともありますし、こういった悲しい事件になら

ないように、そういった社会にならないことを切に望みたいと思います。

続きまして、3番の高齢、認知症ドライバーとの安全対策は大丈夫かについてお尋ねします。

文言の中に、ちょうど上の段から8行目あたりの、川西町交通安全推進協議会を設置しておられるということですが、それは町のホームページで拾った川西町通学路交通安全プログラムの中とはまた別なもので、協議会の仕組みだったり中身というのは、余り公開されていないものかお聞きしたいと思います。

○議長 佐藤住民生活課長。

○住民生活課長 それでは、私のほうから交通安全推進協議会を説明させていただきたいと思っています。

川西町長を会長にしております、各地区の交流センターの代表、また副町長、あと議会の総務文教常任委員長、厚生常任委員長、各警察関係者、また学校関係者、あとさまざまな団体の長の方にお集まりをいただきまして、川西町の交通安全についてご検討いただいているような組織であります。年に4回、交通安全推進協議会を開催しているところであります。

以上です。

○議長 伊藤寿郎君。

○7番 ありがとうございます。課長、今の答弁の中に協議会のご説明はありましたけれども、老人クラブの方も中には入られているようですし、社協の方も入られているようですが、最近の高齢、認知症ドライバーの問題について、何か特段協議されているかどうかお聞きしたいと思います。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 交通安全推進協議会は、県の交通安全県民運動に連動した形で、川西町内での実施計画について協議をいただいているところであります。

特に、県内の中での交通犠牲になられる方が高齢者が多い、さらには子供たちが事故に遭わないようにという観点で、交通事故を撲滅する、交通安全を推進するための協議会でございます。各種団体の皆さんに、事業者もいらっしゃいますし、学校関係者、また社会福祉協議会を初め各種団体の皆さんが気持ちを一つにしながら、県民運動に参加しながら、さらには組織の中で啓発活動を行っていくような取り組みを確認させていただいているところでございます。

○議長 伊藤寿郎君。

○7番 ありがとうございます。先ほどの高齢者ドライバーについて、町長の答弁と今の交通安全協議会の件もわかりましたけれども、やはり地区だったり、各ご家庭の環境によっては、本当はもう免許を返したいんだけども、でも、足がないんだというご意見、やはりいただきます。

30年4月に、免許証を自主的に返納された方に2万円のチケット、交通の足がわりになるようなチケットを渡されておりますけれども、やはりその1回だけじゃなくて、その後に、その後何年か、もしかしたら100歳までいらっしゃるかもしれませんし、まず足がないと、買い物も病院も役場もどこにも行けないという環境の話のことばかりなんですけれども、2万円のそのチケット1回だけでは、割に合わないという方が大半だと思うんですけれども、今後このような免許証の返納者に対して、町で手厚い支援ですか、そういったものを考えられているかどうかお聞きしたいと思います。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 今回の事案といいますか返納制度につきましては、運転に不安の方の動機づけに支援しようということになっております。

年を重ねられても、交通安全にしっかり取り組まれて、安全運転されている方もたくさんいらっしゃいますので、そういった方々をこちらに誘導しようということではなくて、運転に不安を感じている方々のきっかけとして支援をさせていただくと。

トータルで考えると、自動車を維持し、そして、運転をしているということの経済的な負担はかなり大きいわけでありまして、2万円が動機でありますけれども、返納することによって、自動車を持つことがないことによる経済的なメリットというのは、僕は大きいだろうというように思っておりますので、デマンド交通なども充実しておりますので、そちらのほうの活用などを図っていただきながら、できるだけ外に出ていろんな活躍をしていただきたいというふうに思っております。

○議長 伊藤寿郎君。

○7番 ありがとうございます。今後、デマンドバス、デマンドタクシーは今まで町内でしたけれども、定住自立圏構想で、今後、米沢市との協定によって、町外で米沢に行ったり、高島町に行ったりというふうなことが展開されるお話を聞いていましたので、できるだけ早急な形の、デマンドタクシーが町民の皆さんの足に十分使えるような展開になるように、よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、高齢者ドライバーに関して、最近、急発進防止装置というものが、何か結構

メディアで取り沙汰されていまして、ブレーキとアクセルを踏み間違えて事故が起きてしまったというケースを防ぐ急発進防止装置、これ、メーカーによりましては、3万円から6万円ぐらいから、もちろんディーラーさんでも結構5万円台から出ているようです。

ネットを見ていただくと、急発進防止装置というもので検索すると、普通に簡単にシガーソケットにつけるタイプもありますし、ちょっと仕組みもあるようですけれども、これを取りつける方が今後いらっしゃると思います。東京都の小池知事も、この支援をしましょうということで、おとといだかのネットのほうのニュースでちょっと見たんですけれども、購入の際の補助の検討を始めたということですが、山形県もしくは当町では、こういった急発進防止装置だったり、踏み間違えに対応できるような、新しい補助なりそういったものに関して、お考えはあるんでしょうか。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 サポートカーの推進については、県も支援まではいきませんが情報提供などはされております。

今いただいたように数万円程度だということですが、それを、装置を設置するのに、その3倍も4倍もお金がかかるというのが現実でありまして、現行の中では、町として具体的に取り組むという段階ではございませんが、情報収集に当たりながら、より効率的な手だてをしていかなきゃいけないんだろうというふうに思います。

車のいろいろな情報が出ておりますけれども、どうしても踏み間違ったときにパニックになってしまって、制御がきかないというか、ブレーキを踏んでいるつもりでアクセルを踏み続けるような状況が生まれているんじゃないかというような報告も聞かせてもらおうと、さらに、メーカーさんが、こういったものの事故抑止の技術開発などが、これから進むんだろうというようなことも考えられますので、そういった全体的な技術開発などを見守っていききたいなというふうに考えております。サポートカーについては、情報提供させていただいてるところでございます。

○議長 伊藤寿郎君。

○7番 より一層、ご高齢で免許を返納される用意の方に、そういった一報もございまして、何かそういう手だてがあったときに、町民の方のそういったご相談に乗っていただけるような体制をとっていただきたいと思っております。

続きまして、次の項目になります。

6次産業の件で、答弁書を見てお尋ねしたいんですけれども、①の6次産業支援事業の現

況と今後の展開について、6次産業支援事業を、平成30年度支援を5件で合計42件の支援をされたということで、うちの地区の方も私も、クルミの苗木を利用させていただいたところ  
です。

結果というか答弁の中では、7件の事業目的に沿った成果が上がっておりますということ  
でございますが、42件支援を行ったうちの残りの35件について、こういった進み方だったり  
とか、効果が出ているものかどうか、それをお尋ねしたいと思います。

○議長 奥村産業振興課長。

○産業振興課長 ただいま、6次産業化の支援の状況についてということでございますが、42  
件中、現在、休止状態にある方が2件ございます。これにつきましては、再度状況に応じて  
活動できるようにというお話を申し上げているところでございます。

残りの40件の方々がございますが、マルシェにも販売をしていただいております。29年  
度につきましては、1,270万ほどのマルシェでの販売額でございました。そして、30年度に  
つきましては、1,570万ということで約300万ほどの売り上げが伸びてございます。マルシェ  
だけの販売だけではございませんので、その効果は、大きく成果を上げているのではないかと  
いうふうに判断するところでございます。

○議長 伊藤寿郎君。

○7番 ありがとうございます。起業して操業を始めて、生産者はものづくりにはすごくピカ  
一だと、腕も上がると。

でも、実際、商品ができて、その商品をどういうふうに、販路を広げたりとか流通をどう  
いうふうにするかという、出先が見えなかったりとかというそういう悩みというものをよく  
僕聞くんですけども、やはり、せっかく支援されて、まず起業までいったと。森のマルシ  
ェにも物を置いて、町内外の皆さんからもいい商品だといって買ってもらえると。ただ、そ  
の最後の買っていただけるまでのご支援をなるだけ、残りの35件の方々もそうですし、今ま  
で支援された方の、そういった息の長い、先の見える、出先まできちんとお世話できるよう  
な支援を考えられているかどうか、もう一度確認したいと思います。

○議長 奥村産業振興課長。

○産業振興課長 マルシェにご出荷していただいている方々につきましては、いろいろと懇談  
の場と申しますか、マルシェ販売のほう、それからPRもマルシェで行っているわけでござ  
いますけれども、出荷者との懇談会をしながら、その課題なり状況なりをお聞きして、それ  
を含めてPRに努めているところでございます。

○議長 伊藤寿郎君。

○7番 以前は、6次産業化ということで、町で年間を通してセミナーをやっておりましたし、森のマルシェを立ち上げる際に、コーディネーターの高木先生をセミナーだったり、そういった6次産業の関係でご指導いただいておりますけれども、途中でその契約が終わったのかどうかなんですけれども、僕も町以外の6次産業のスクールでお世話になった先生でして、すごくちゃんと出先もわかって、大分、関東の道の駅でもすごく成功された先生なので、そういったこれからのコーディネーターだったりとか、ご指導をいただくようなセミナーだったりとか、そういうことは今後考えられているかどうか、それだけ最後にお聞きしたいと思います。

○議長 奥村産業振興課長。

○産業振興課長 県、あるいは、ほか団体での研修会等の情報も、出荷者の方には随時報告させていただきますし、本町でも加工セミナーとか年次年次によってセミナーを年1回か2回程度ですが開催をしているところでございます。

本年につきましても2月に開催をいたしまして、約20名の参加をいただいているところでございます。

○議長 伊藤寿郎君。

○7番 ありがとうございます。また、森のマルシェでは、出荷者様の勉強会ということで、視察研修を何年も、2年、3年になりますか、されているようなので、どんどんそういった研修を深めて、本当に売れる商品づくりを皆さんでされるような事業展開をお願いしたいと思います。

次の項目で、町長の答弁で、地域資源の活用による交流促進について、ホームページ、フェイスブック、観光協会ツイッター、グーグルなどのSNSを利用するという答弁でございますが、森のマルシェのフェイスブックを毎日拝見しておりますと、おいしそうな、できたばかりの、本当に買いたいと思わせるようなフェイスブックが更新されておりますが、残念ながら700人ぐらいの「いいね」、フォロワーしかいないので、僕、きのう、夜の12時に、僕のリクエストでかなり広めてみたんですけども、SNSを使っている割には、結構一方通行なのかなと。

使い方としてみれば、無料で簡単にできる媒体なのに、もう少し効率的なSNSの使い方があると思うんですけども、どういうふうにお考えなのでしょうか、お聞きしたいと思います。



○議長 町長原田俊二君。

○町長 大変チェックいただきましてありがとうございます。

町のホームページもそうですし、町のフェイスブックもそうですし、マルシェもそう、まどかもそうですけれども、やっぱりいろんなものを発信しているわけでありましたが、つながっていかないと拡散していかないということになりますので、ただいま議員からいただいた観点からすれば、一方通行じゃなくて、そこを訪ねた人がまた発信するというような、双方向で物事を拡散していくということが情報発信になっていくと思います。

そういう意味では、来店された利用者の皆さんに協力いただくような仕組みなども、今後課題として捉えておりますので、そういった対応も進めてまいりたいと思います。

○議長 伊藤寿郎君。

○7番 私も大変期待しておりますし、答弁書の中に、アクセスの環境がよくなった、改善されて、北関東や埼玉のお客様も、町に取り入れるという仕組みづくりも考えられているようですけれども、前回の一般質問でもお話しさせてもらいましたけれども、米沢道の駅に、もう年間で200万人のお客様が来られていますので、その200万人のうちのもう何割かでも町に来れば、すごいこれから活性化になると思いますので、今後とも町の回遊観光について、最後に、町長のほうから頑張る意思をお聞きしたいと思います。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 米沢道の駅、すばらしい集客でありますけれども、残念ながら目的化しているという、道の駅で満足してしまうという傾向があって、米沢の市内の中も置賜の中も回遊されていないので、そこら辺の工夫はこれからの課題と捉えているところでございます。

○議長 伊藤寿郎君の一般質問は終了いたしました。

以上で、本日予定いたしました全日程を終了いたしました。

なお、第6順位以降の4名の方の一般質問につきましては、第7日目、6月12日の本会議において行いますので、ご了承願います。

---

#### ◎散会の宣告

○議長 これをもって本日の会議を散会いたします。

まことにご苦労さまでした。

(午後 3時33分)